

青森市男女共同参画プラン

(令和6年度～令和10年度)

令和6年11月

青 森 市

◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆

第1部 総論

第1章 計画の基本的事項	3
1 計画策定の目的	3
2 計画の位置づけ	4
3 計画期間	4
4 青森市総合計画前期基本計画との相関図	5
5 SDGs の理念を踏まえた各種施策の展開	6
第2章 計画の基本方向	7
1 男女共同参画社会の形成をめぐる動き	7
2 本市の現状と課題	17
3 計画の理念	38
4 計画の基本方向	38

第2部 各論

第1章 全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり	44
第2章 安心して暮らせる社会づくり	52
第3章 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	62

第3部 推進体制

推進体制	68
------	----

資料編

1 用語解説	71
2 検討経過	74
3 青森市男女共同参画審議会 委員名簿	75
4 関係法令	76

第1部 総論

1 計画策定の目的

本市では、全ての人が、個人としての尊厳が重んじられ、誇りを持ってその個性と能力を十分に発揮することができ、互いに支え合いながら対等に参画できる男女共同参画社会の実現を図るため、平成24年10月に「青森市男女共同参画プラン」を策定しました。その後、平成28年2月には「青森市男女共同参画プラン2020」を策定（令和2年9月一部改定、「青森市男女共同参画プラン」に名称変更）し、各種施策に取り組んできました。

この間、国では、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」等の改正や、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の施行など、様々な法整備が進められると共に、令和2年11月には「第5次男女共同参画基本計画」（以下「第5次基本計画」という。）が策定され、「男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会」、「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」、「仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会」等、目指すべき社会の実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととされています。

こうした中、本市では、令和6年9月、本市のまちづくりの最上位指針である「青森市新総合計画前期基本計画」を策定し、市のあらゆる施策の推進に当たって尊重すべき視点の一つに『「男女共同参画都市」青森宣言』の趣旨を位置づけるとともに、基本政策2「人をまもり・そだてる」政策5「誰もが互いに尊重し、支え合う社会の推進」の施策1に「女性活躍の推進・男女共同参画社会の形成」を掲げ、本市における男女共同参画社会の形成に向けた取組を進めていくこととしました。

また、本市では、男女共同参画に関する市民及び事業所の意識や実態等を把握するため、令和5年12月に市民1,000人及び市内の事業所200社を対象としたアンケート調査を実施しました。その結果、男女の平等が感じられる場面は限られており、今なお男性が優位だと感じていることが分かりました。社会全体としては、固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く存在しており、男女共同参画社会を実現するための課題は多く残されています。

さらには、性別を問わず、性暴力や、配偶者・パートナーからの暴力の増加・深刻化が懸念されており、これらの暴力は、様々な困難にもつながる深刻な問題となっています。あらゆる暴力の根絶を図るとともに、多様な困難な問題を抱える女性等に対する支援により、全ての人々が安心して暮らせるための環境整備を進めることが必要です。併せて、人権が尊重される社会の実現のためには、多様な性のあり方に対する理解を広めるなど、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを進めることが必要です。こうした課題への対応を含め、男女共同参画社会の実現に向けた取組をより一層加速させることが求められています。

このような状況の下、本市におけるこれまでの男女共同参画施策の成果と課題や、国の「第5次基本計画」並びに令和4年2月に青森県において策定した「第5次あおもり男女共同参画プラン」を踏まえつつ、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化等に対応しながら、本市における男女共同参画社会の実現を図るため、今後の取組を示した「青森市男女共同参画プラン」を策定しました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「青森市男女共同参画推進条例」第9条第1項の規定に基づく男女共同参画計画であり、「青森市総合計画前期基本計画」基本政策2政策5施策1「女性活躍の推進・男女共同参画社会の形成」を効果的に推進するための個別計画であるとともに、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく市町村男女共同参画計画です。

また、本計画は、女性活躍推進法第6条第2項の規定に基づく市町村推進計画^{※1}を兼ねるとともに、「青森市男女共同参画推進条例」第26条第1項の規定に基づくドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画^{※2}、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画^{※3}、並びに困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項の規定に基づく市町村基本計画^{※4}を兼ねるものとしてします。

- ※1 市町村推進計画…基本方向1-1（3）「企業や各種団体等における女性の積極的登用に向けた働きかけ」及び基本方向1-2「ワーク・ライフ・バランスの実現」、基本方向1-3「雇用等における男女共同参画の推進」、基本方向1-4「農林水産業等における男女共同参画の推進」が該当。
 - ※2 ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画
 - ※3 市町村基本計画
- } …基本方向2-1「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が該当。
- ※4 市町村基本計画…基本方向2-2（5）「困難な問題を抱える女性への支援」が該当。

3 計画期間

本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
青森市男女共同参画プラン (平成25年度～平成27年度)	▶															
青森市男女共同参画プラン (平成28年度～令和5年度)				▶												
青森市男女共同参画プラン (令和6年度～令和10年度)												▶				

4 青森市総合計画前期基本計画との関連図



総合計画に掲げた男女共同参画に関連する施策を推進

青森市男女共同参画プラン

5 SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開

SDGsは、2015年（平成27年）の国連サミットにおいて採択された、2030年（令和12年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広範な分野にわたって17のゴール（開発目標）が設定されています。

SDGsの開発目標は本計画の施策とも関わりが深いものとなっていることから、SDGsの理念を踏まえながら各種施策を展開します。



資料：国連広報センター

1 男女共同参画社会の形成をめぐる動き

(1) 世界の動き

① 国際婦人年

昭和50(1975)年、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を促すため、国連はこの年を「国際婦人年」と決めました。同年、メキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において「世界行動計画」が採択され、昭和51(1976)年から昭和60(1985)年までを「国連婦人の10年」と宣言し、各種施策が推進されました。

② 女子差別撤廃条約

昭和54(1979)年、国連第34回総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(略称：女子差別撤廃条約)が採択され、女性差別をなくすために必要な措置が定められました。

③ ナイロビ将来戦略

昭和60(1985)年、「国連婦人の10年」の最終年にナイロビ世界会議が開催され、「西暦2000年に向けての婦人の地位向上のための将来戦略」(略称：ナイロビ将来戦略)が採択されました。

④ 第4回世界女性会議

平成7(1995)年、北京で開催された「第4回世界女性会議」において「行動綱領」が採択され、12の重要分野における戦略目標と各国がとるべき行動が示されました。

⑤ 女性2000年会議

平成12(2000)年、ニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」において「政治宣言」が採択され、「ナイロビ将来戦略」及び北京での「行動綱領」の実施に向けての決意表明がなされるとともに、「行動綱領」の実施促進のため、「北京宣言及び行動綱領実施のためのさらなる行動とイニシアティブに関する文書」が採択されました。

⑥ 第49回国連婦人の地位委員会

平成17(2005)年、「第49回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、北京会議から10年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の再確認が行われ、これらの完全実施に向けた宣言文が採択されました。

⑦ 第54回国連婦人の地位委員会

平成22（2010）年、「第54回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、北京会議から15年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価が行われ、これらの完全かつ迅速な実施に向けた宣言文が採択されました。

⑧ UN Womenの正式発足

平成23（2011）年、ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）が発足しました。

⑨ 第56回国連婦人の地位委員会

平成24（2012）年、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。

⑩ 第59回国連婦人の地位委員会

平成27（2015）年、「第59回国連婦人の地位委員会」がニューヨークで開催され、北京会議から20年目に当たることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」や「女性2000年会議成果文書」の実施状況の評価と再確認が行われ、これらの完全かつ効果的で加速化された実施に向けた宣言文が採択されました。

⑪ 持続可能な開発のための2030アジェンダ

平成27（2015）年、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連で採択され、前文において「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」とうたわれるとともに、アジェンダで設定された持続可能な開発目標（SDGs）の17のゴールのうち、ゴール5では「ジェンダー平等とすべての女性・女児のエンパワーメント」が掲げられました。

（2） 国の動き

① 国内行動計画の策定

昭和52（1977）年、「世界行動計画」を受けて「国内行動計画」が策定され、女性の地位向上に向けての取組指針が示されました。

② 女子差別撤廃条約の批准

昭和56（1981）年、「女子差別撤廃条約」を批准するための諸条件の整備を最重点課題とした「国内行動計画後期重点目標」が決定され、「男女雇用機会均等法」をはじめとする法制面の整備が進められ、昭和60（1985）年、日本は批准国となりました。

③ 新国内行動計画の策定

昭和62（1987）年、「ナイロビ将来戦略」を受けて「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、男女がその能力を十分に発揮して社会の発展を支えていく新たな社会システムが不可欠であることが示されました。

④ 男女共同参画推進本部の設置

平成6（1994）年、全閣僚を構成員とする「男女共同参画推進本部」が内閣に設置されるとともに、内閣総理大臣の諮問機関として「男女共同参画審議会」が設置され、男女共同参画の推進体制が強化されました。

⑤ 男女共同参画2000年プランの策定

平成8（1996）年、「第4回世界女性会議」で採択された行動綱領や男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて「男女共同参画2000年プラン」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて国が取り組むべき施策が示されました。

⑥ 男女共同参画社会基本法の制定及び男女共同参画基本計画の策定

平成11（1999）年、男女共同参画社会の実現に向けての法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、これに基づく法定計画である「男女共同参画基本計画」が平成12（2000）年12月に策定されました。

⑦ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の施行

平成13（2001）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（通称：DV防止法）が施行され、都道府県の婦人相談所等において配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすことや、裁判所が保護命令を発することなどが規定されました。

⑧ 男女共同参画会議及び男女共同参画局の設置

平成13（2001）年、内閣府に、基本的な政策及び重要事項の調査審議や監視等を行う「男女共同参画会議」及び内部部局として「男女共同参画局」が設置され、男女共同参画の推進体制が強化されました。

⑨ 次世代育成支援対策推進法の施行

平成15（2003）年、「次世代育成支援対策推進法」が施行され、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備するための基本理念などが定められました。

⑩ 第2次男女共同参画基本計画の策定

平成17（2005）年、男女共同参画会議からの答申を受け「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進する取組などが盛り込まれました。

⑪ 改正男女雇用機会均等法の施行

平成19(2007)年、改正「男女雇用機会均等法」が施行され、性別による差別の禁止範囲の拡大や妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止などが盛り込まれました。

⑫ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章等の策定

平成19(2007)年、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定され、官民一体となって仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に取り組むための指針が示されました。

⑬ 改正育児・介護休業法の施行

平成21(2009)年、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指して、「育児・介護休業法」が改正されました。従業員数100人以下の中小企業については一部の規定の適用が猶予されていましたが、平成24年7月1日より全面施行となりました。

⑭ 第3次男女共同参画基本計画の策定

平成22(2010)年、男女共同参画会議からの答申及び男女共同参画社会基本法施行後10年の反省を踏まえ、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。実効性のあるアクション・プランとするため、「2020年に指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%とする」などの成果目標が設定されました。

⑮ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正

平成25(2013)年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされました。また、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

⑯ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)の公布

平成27(2015)年、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が公布され、地方公共団体や労働者301人以上の民間事業主に対して、「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられ、平成28(2016)年4月に全面施行されることになりました。

⑰ 第4次男女共同参画基本計画の策定

平成27(2015)年、男女共同参画会議からの答申を受け「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、強調した視点として、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」などが盛り込まれました。

⑱ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の施行

平成30(2018)年、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことなどの基本原則などが定められました。

⑱ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の改正

令和元（2019）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」が改正され、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。また、その保護の適用対象として被害者の同伴家族が含まれることも明確になりました。

⑳ 女性活躍推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及び労働施策総合推進法の改正

令和元（2019）年、「女性活躍推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」及び「労働施策総合推進法」が改正され、「事業主行動計画」の策定・公表の義務の拡大や、事業主のハラスメント防止対策の強化などが定められました。

㉑ 第5次男女共同参画基本計画の策定

令和2（2022）年、男女共同参画会議からの答申を受け「第5次男女共同参画基本計画」が策定され、強調した視点として、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」などが盛り込まれました。

㉒ 育児・介護休業法の改正

令和3（2021）年、「育児・介護休業法」が改正され、男性の育児休業取得促進のための枠組みの創設や育児休業の分割取得などが定められ、令和4（2022）年4月から段階的に施行されました。

㉓ L G B T理解増進法の施行

令和5（2023）年、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（L G B T理解増進法）」が施行され、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進のための施策に関する基本理念や国及び地方公共団体の役割などが定められました。

㉔ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行

令和6（2024）年、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本理念や国及び地方公共団体の責務などが定められました。

（3） 青森県の動き

① 女性行政担当窓口の設置

昭和52（1977）年、女性行政担当窓口が生活福祉部児童家庭課に設置されました。

② 青少年婦人室の設置及び青森県婦人行動計画の策定

昭和55（1980）年、女性行政の総合調整を図るため、企画部に青少年婦人室（現：環境生活部青少年・男女共同参画課）が設置されました。また、「青森県婦人行動計画」が策定され、本県における女性に関する施策の基本方向が示されました。

③ 青森県婦人行動計画推進計画の策定

昭和56（1981）年、青少年婦人室が企画部から生活福祉部へ移管となりました。また、「青森県婦人行動計画推進計画」が策定され、「青森県婦人行動計画」の具体的施策の推進が図られました。

④ 新青森県婦人行動計画の策定

平成元（1989）年、「青森県婦人行動計画」の基本的な考え方を継承しつつ、新たな社会環境の変化に対応するため、「新青森県婦人行動計画」が策定されました。

⑤ あおもり男女共同参画プラン21の策定

平成12（2000）年、国における新たな行動計画の策定や関係法令の施行など、女性を取り巻く諸情勢の変化に対応し、「あおもり男女共同参画プラン21」が策定されました。

⑥ 青森県男女共同参画推進条例の制定

平成13（2001）年、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、本県の男女共同参画の一層の推進を図るため、「青森県男女共同参画推進条例」が制定されました。また、本県の男女共同参画推進の拠点施設として「青森県男女共同参画センター（愛称：アピオあおもり）」が設置されました。

⑦ 配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画の策定

平成17（2005）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」に基づき「配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」が策定され、DVの防止と被害者の保護及び自立支援に関して県が実施する施策が定められました。

⑧ 新あおもり男女共同参画プラン21の策定

平成19（2007）年、県の男女共同参画の推進に関する基本計画として必要な改定が行われ、「新あおもり男女共同参画プラン21」が策定されました。

⑨ 第3次あおもり男女共同参画プラン21の策定

平成24（2012）年、国の「第3次男女共同参画基本計画」との整合性、関係法令の改正等を踏まえ「第3次あおもり男女共同参画プラン21」が策定され、男女共同参画の実現に向けた県の取組をさらに推進するための指針が示されました。

⑩ 第3次青森県DV防止・被害者支援計画の改定

平成26（2014）年、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が改正され、併せて基本方針が改定されたことを踏まえ「第3次青森県DV防止・被害者支援計画（第3次県計画）」が策定されました。

⑪ 第4次あおもり男女共同参画プラン21の策定

平成29（2017）年、男女共同参画社会の実現や女性の活躍推進に向け県の取組をさらに推進するため、「第4次あおもり男女共同参画プラン21」が策定されました。

⑫ 第4次青森県DV防止・被害者支援計画の改定

平成31（2019）年、社会情勢の変化や県の現状等を踏まえて、「第4次青森県DV防止・被害者支援計画」が策定され、「市町村における相談支援体制の強化」や「一時保護所退所後の支援体制の整備」について盛り込まれました。

⑬ あおもり女性活躍推進協議会の設置

平成29（2017）年、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる環境整備を進めるため、「あおもり女性活躍推進協議会」が設置されました。

⑭ 第5次あおもり男女共同参画プランの策定

令和2（2022）年、県の現状や社会情勢の変化等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた県の取組をさらに進めるため、「第5次あおもり男女共同参画プラン」が策定されました。

⑮ 第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画の策定

令和6年（2024）年、DV被害者を含む困難な問題を抱える女性等が安心して暮らす社会の実現を目指すため、従来のDV防止・被害者支援計画を踏まえ、「第1次青森県困難な問題を抱える女性支援計画及びDV防止・被害者支援計画」が一体的に策定されました。

（4）本市の動き

① 働く女性の家（愛称：アコール）の設置

昭和48（1973）年、女性労働者の福祉の向上を図ることを目的に、「青森市働く女性の家（愛称：アコール）」（当時は「青森市働く婦人の家」）を設置しました（旧青森市）。



アコール（働く女性の家）

② 婦人青少年課の設置

昭和55（1980）年、女性行政の窓口として、生活環境部に婦人青少年課（現：市民部人権男女共同参画課）を設置しました（旧青森市）。

③ 青森市婦人対策基本計画の策定

昭和58（1983）年、世界行動計画や国・県の行動計画を踏まえた「青森市婦人対策基本計画」を策定し、女性問題の解決と女性の地位・福祉の向上を目指した市の施策の基本方向を示しました（旧青森市）。

④ あおもり女性プラン21の策定

平成7(1995)年、「青森市婦人対策基本計画」の基本的な考え方を継承・発展させ「あおもり女性プラン21」を策定し、女性問題の解決と男女共同参画社会の形成を目指した市の施策の方向を示しました(旧青森市)。

⑤ 「男女共同参画都市」青森宣言

平成8(1996)年、全国で8番目、東北で2番目に「男女共同参画都市」を宣言し、あらゆる分野に男女が共同参画する社会づくりに市を挙げて取り組むことを宣言しました(旧青森市)。



アコール(働く女性の家)に設置された
宣言記念モニュメント

⑥ 男女共同参画プラザ(愛称:カダール)の設置

平成13(2001)年、本市の男女共同参画社会の形成を図る拠点施設として、「青森市男女共同参画プラザ(愛称:カダール)」を設置しました(旧青森市)。



カダール(男女共同参画プラザ)

⑦ 男女共同参画プランあおもりの策定及び日本女性会議2002あおもりの開催

平成14(2002)年、関係法令の整備や国・県による計画の策定を踏まえ「男女共同参画プランあおもり」を策定し、配偶者からの暴力等新たな女性問題に対応し男女共同参画の形成に関する施策のより一層の充実を図りました。また、「日本女性会議2002あおもり」の開催により、男女共同参画の推進に携わる全国の人々が本市に一堂に会しました(旧青森市)。

⑧ なみおか男女共同参画プランの策定

平成16(2004)年、「なみおか男女共同参画プラン」を策定し、旧浪岡町における男女共同参画社会形成の指針を示しました(旧浪岡町)。

⑨ 「新」青森市の誕生

平成17(2005)年、旧青森市と旧浪岡町の合併により、「新」青森市が誕生しました。

⑩ 青森市男女共同参画に関する市民・事業所意識調査等の実施

平成23(2011)年、男女共同参画に関する市民及び事業所の意識や実態等を把握するため、「青森市男女共同参画に関する市民・事業所意識調査」を実施しました。また、「これからの男女共同参画を考えるシンポジウム」を開催し、意識調査の結果について市民と意見を交わしました。

⑪ 青森市男女共同参画プランの策定

平成24（2012）年、市民・事業所意識調査の結果及び国・県の新たな計画の策定を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた本市の今後の取組の方向を示す「青森市男女共同参画プラン」を策定しました。

⑫ 「男女共同参画都市あおもり」シンボルマークの設定

平成25（2013）年、本市が「男女共同参画都市」であることをわかりやすくアピールするため、市民公募によりシンボルマークを設定し、そのシンボルマークを掲載したのぼり旗・横断幕等を作成しました。



⑬ 小学生向け男女共同参画啓発小冊子を作成

平成26（2014）年、子どもの頃から男女共同参画についての理解を促進するため、小学6年生版男女共同参画啓発小冊子を編集・作成し、市内の全小学校へ配付しています。

⑭ 平成26年度第3回青森市民意識調査の実施

平成26（2014）年、男女共同参画に関する市民の意識や実態等を把握するため、「平成26年度第3回青森市民意識調査」を実施しました。

⑮ 中学生向け男女共同参画啓発小冊子を作成

平成27（2015）年、子どもの頃から男女共同参画についての理解を促進するため、昨年度の小学生向け啓発小冊子に引き続き、中学3年生版男女共同参画啓発小冊子を編集・作成し、市内の全中学校へ配付しています。

⑯ 青森市配偶者暴力相談支援センターを開設

平成27（2015）年、支援を必要とするDV被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行うため、青森市配偶者暴力相談支援センターを開設しました。

⑰ 青森市男女共同参画に関する事業所意識調査の実施

平成27（2015）年、男女共同参画に関する事業所の意識や実態等を把握するため、「青森市男女共同参画に関する事業所意識調査」を実施しました。

⑱ 「青森市男女共同参画プラン2020」の策定

平成28（2016）年、平成24年に策定した「青森市男女共同参画プラン」の計画期間が平成27年度で終期を迎えることから、国の新たな計画の策定や市民・事業所意識調査の結果を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた本市の今後の取組の方向を示す「青森市男女共同参画プラン2020」を策定しました。

⑲ 「青森市男女共同参画推進条例」を制定

平成30（2018）年、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会の実現を図るため、「青森市男女共同参画推進条例」を制定しました。

⑳ 青森市男女共同参画推進表彰の実施

平成30（2018）年、男女共同参画の推進に貢献している市民等を表彰し、その取組を周知することで、男女共同参画意識の醸成を図るとともに、男女共同参画に関する取組を推進するため、青森市男女共同参画推進表彰を実施しています。

㉑ 青森市男女共同参画推進会議を設置

平成30（2018）年、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するため、庁内の関係課長等で組織する青森市男女共同参画推進会議を設置しました。

㉒ 青森市男女共同参画審議会を設置

平成30（2018）年、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、青森市男女共同参画審議会を設置しました。

㉓ 「青森市男女共同参画プラン2020」の一部改定

令和2（2020）年、平成31年に策定した「青森市総合計画前期基本計画」に基づき、「青森市男女共同参画プラン2020」の一部改定を行い、文言の追記や修正、計画期間の延長等を行うとともに、名称を「青森市男女共同参画プラン」としました。

㉔ 「青森市男女共同参画プラン」の策定

令和6（2024）年、令和6年に策定した「青森市総合計画前期基本計画」に基づき、国・県の計画や市民・事業所アンケートの結果等を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた本市の今後の取組の方向を示す「青森市男女共同参画プラン」を策定しました。

2 本市の現状と課題

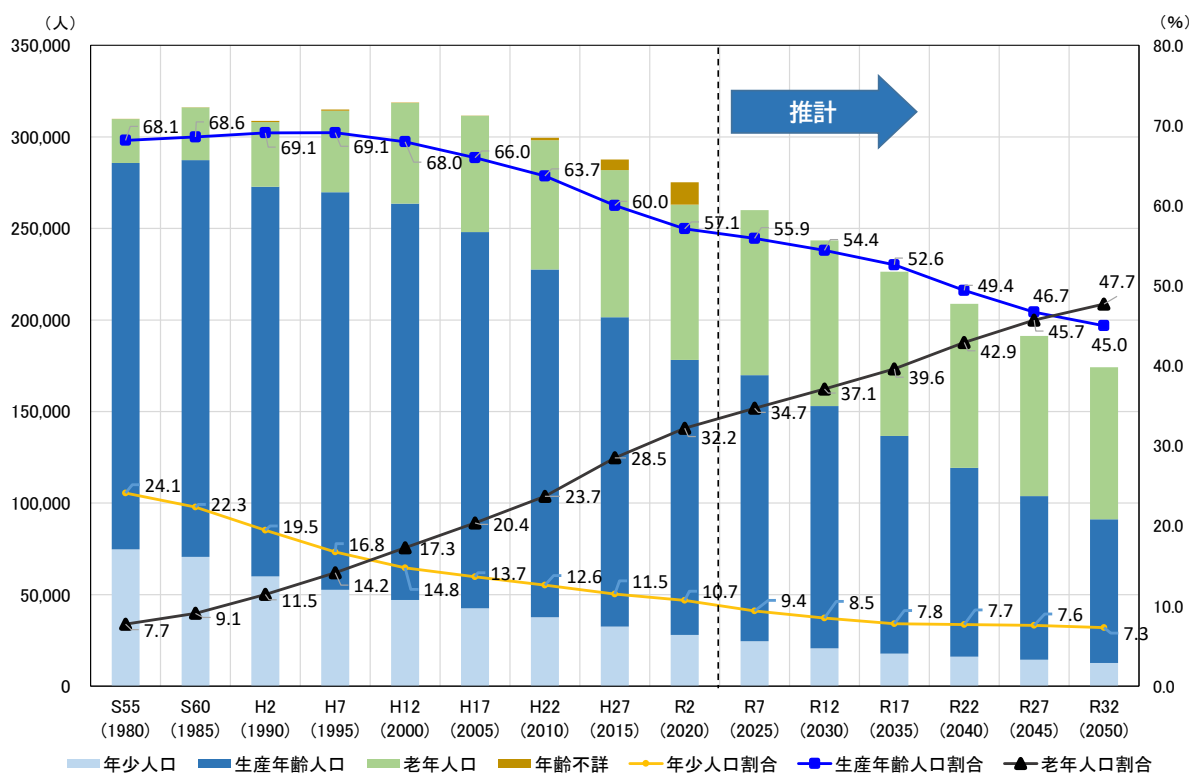
(1) 社会・経済情勢

① 人口推移

本市の人口は、平成12（2000）年の318,732人をピークに減少傾向にあり、平成22（2010）年には、299,520人と30万人を割り込みました。

また、年齢3区分別の人口割合について、生産年齢人口（15～64歳）割合は平成7（1995）年をピークに減少に転じており、平成12（2000）年には、年少人口（0～14歳）割合と老年人口（65歳以上）割合が逆転しています。（図1）

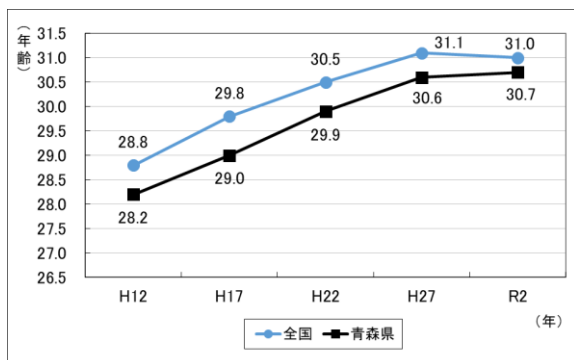
図1 人口の推移と将来人口推計



令和2年以前は総務省「国勢調査」、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5年12月推計）」より作成

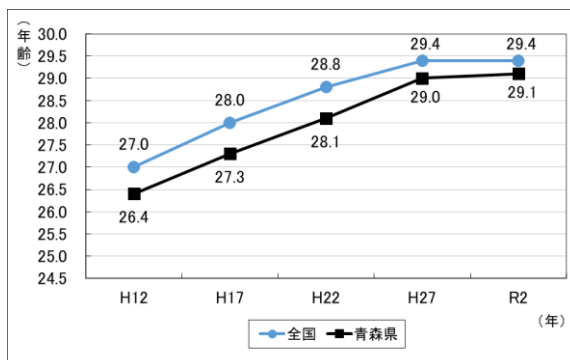
全国及び青森県の平均初婚年齢は、男女ともに年々高くなる傾向にあり、晩婚化が進行しています。(図2・図3)

図2 男性の平均初婚年齢の推移



厚生労働省「人口動態統計」より作成

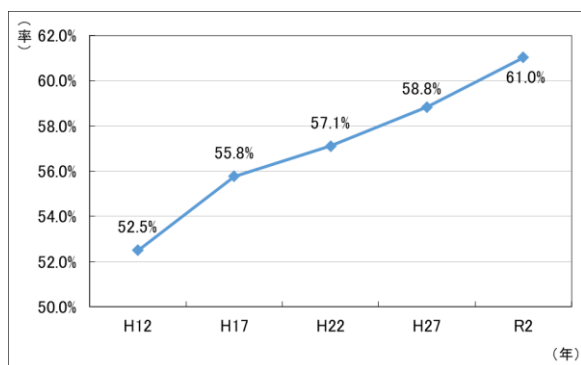
図3 女性の平均初婚年齢の推移



厚生労働省「人口動態統計」より作成

本市の25～34歳の未婚率の推移を見ると、男女ともに年々上昇しており、未婚化が進んでいることがわかります。(図4・図5)

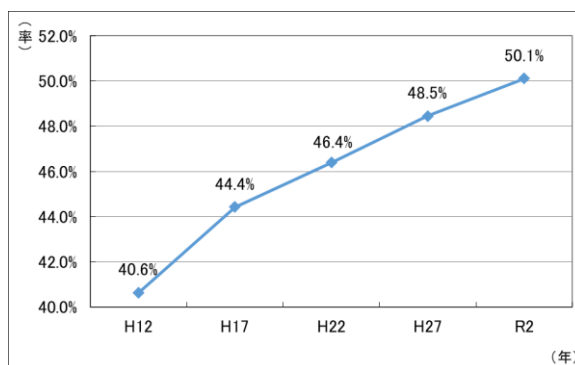
図4 25～34歳の未婚率の推移(本市男性)



総務省「国勢調査」より作成

※平成12年の数値は旧青森市と旧浪岡町の合算

図5 25～34歳の未婚率の推移(本市女性)



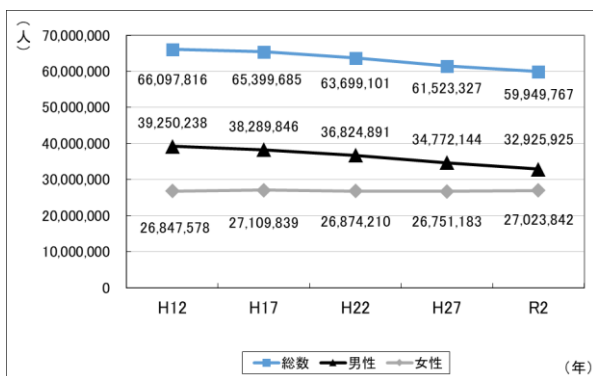
総務省「国勢調査」より作成

※平成12年の数値は旧青森市と旧浪岡町の合算

② 就業構造等

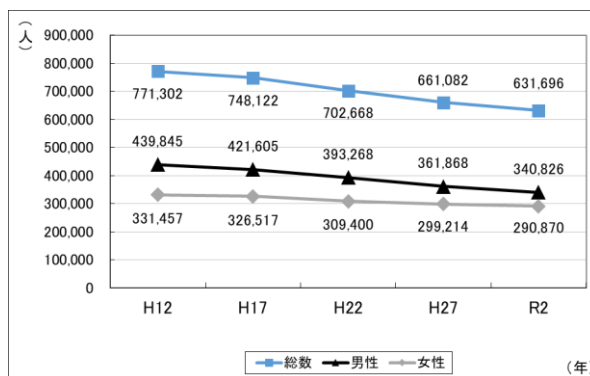
少子高齢化の進行に伴い、全国、青森県、本市のいずれにおいても、労働力人口の減少が進んでおり（図6・図7・図8）、経済社会の持続・発展のためには、女性をはじめとする多様な人材を活用することが必要不可欠となってきています。また、女性がその能力を十分に発揮して経済社会に参画することは、消費者ニーズが多様化する中で、持続的に新たな魅力や価値を創造し、地域経済を活性化していくためにも重要な意味を持っています。

図6 労働力人口の推移（全国）



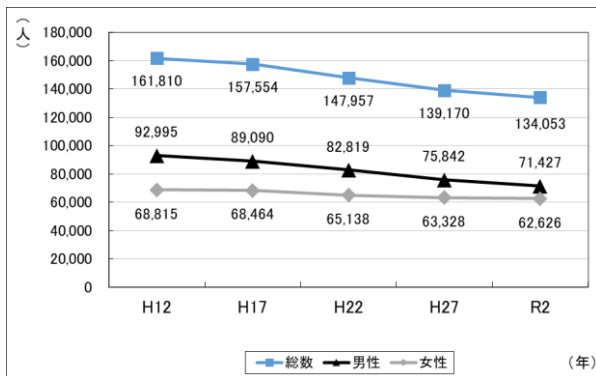
総務省「国勢調査」より作成

図7 労働力人口の推移（青森県）



総務省「国勢調査」より作成

図8 労働力人口の推移（本市）

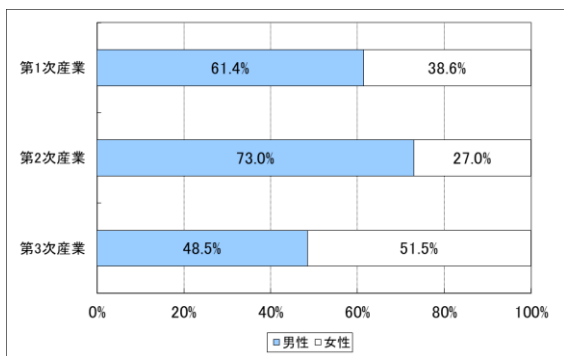


総務省「国勢調査」より作成

※労働力人口…15歳以上の就業者+完全失業者

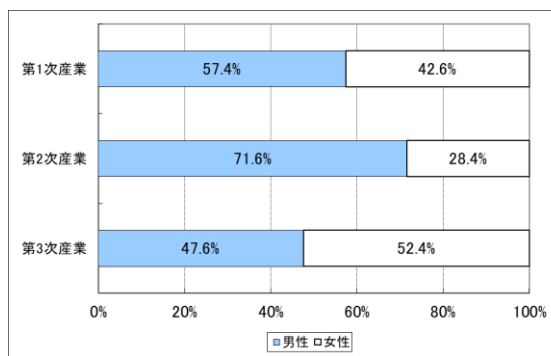
産業別の就業者の男女比を見ると、全国、青森県、本市のいずれにおいても、第3次産業で女性の割合が最も高くなっており、男女比はおよそ半々になっています。(図9・図10・図11) また、青森県及び本市においては、第1次産業に従事する女性の割合が全国に比べてやや高くなってしています。本市では、農業従事者の約半数を女性が占めており(図12)、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしています。

図9 産業別の就業者の男女比(令和2年・全国)



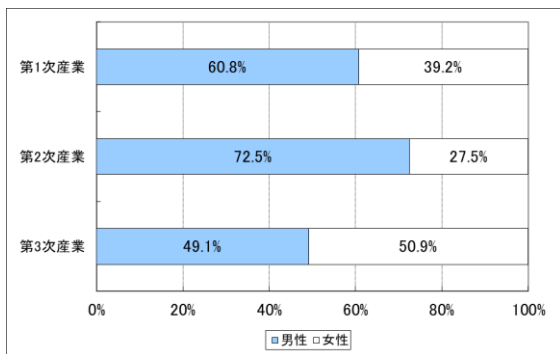
総務省「国勢調査」より作成

図10 産業別の就業者の男女比(令和2年・青森県)



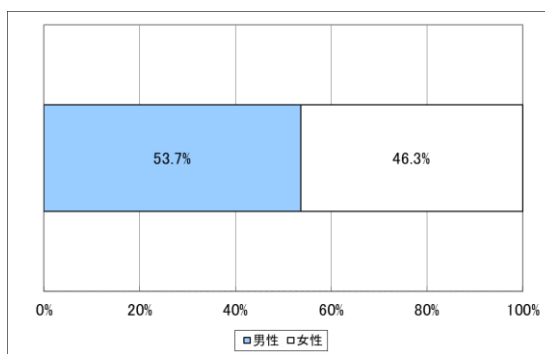
総務省「国勢調査」より作成

図11 産業別の就業者の男女比(令和2年・本市)



総務省「国勢調査」より作成

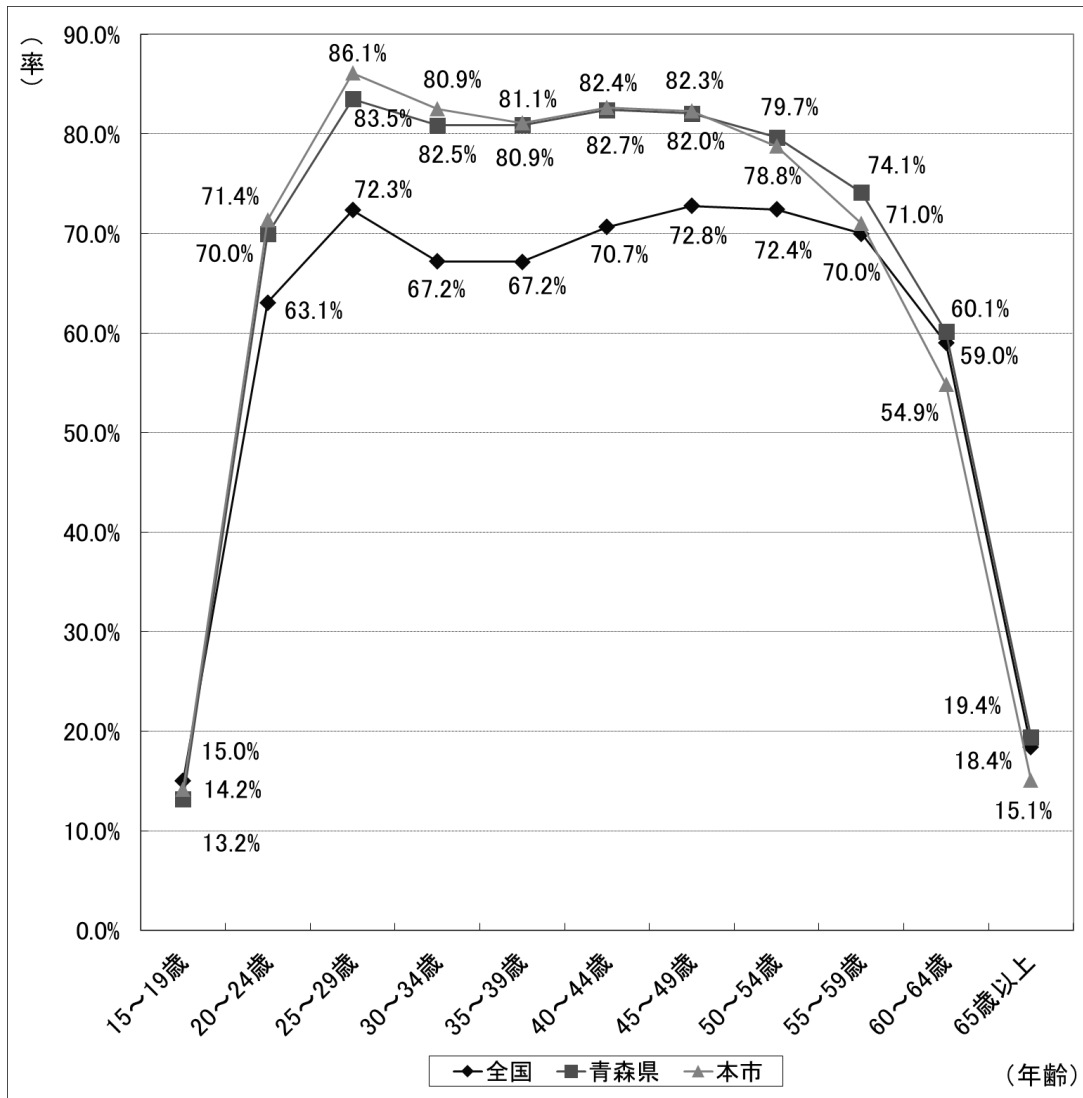
図12 本市の農業従事者数の男女比



青森県「2020年農林業センサス農林業経営体調査青森県結果書」より作成

年齢層別に見た女性の労働力率は、20代後半と40代後半の2つのピークを持つ、いわゆる「M字カーブ」を描くことで知られています（図13）。この「M字カーブ」は、出産や育児を機にいったん離職し、育児が落ち着いた時期に再び働き出す女性が多いことを反映しており、女性が働き続けることの難しさを示しています。本市においては、全国と比較するとカーブが浅く、台形に近い形になっています。

図13 年齢層別の女性の労働力率（令和2年）

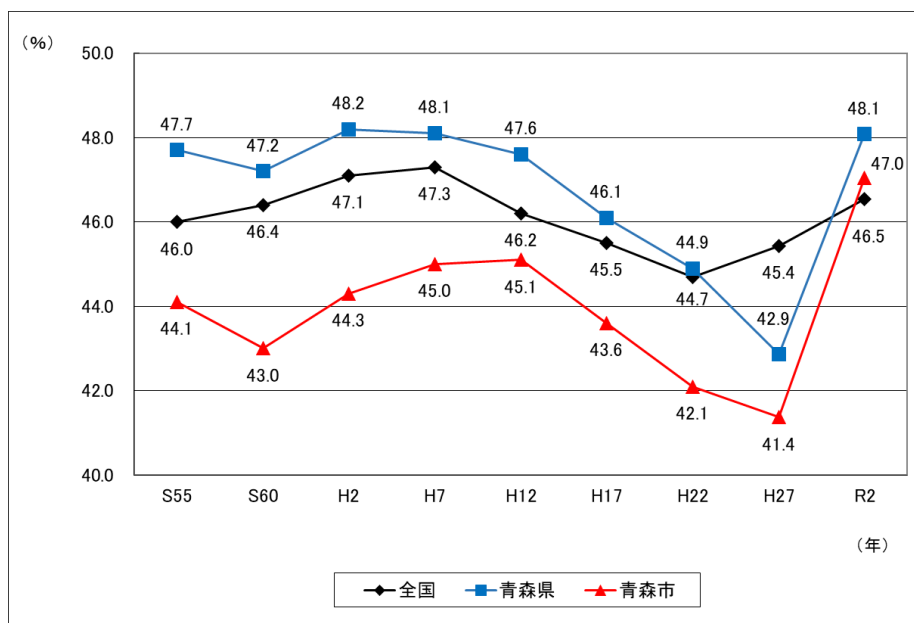


総務省「国勢調査」より作成

※年齢層別の労働力率…各年齢層の（就業者+完全失業者）/各年齢層の総人口

本市の女性就業率は、全国・青森県より低く、平成12年以降は減少傾向で推移していましたが、直近では全国と同程度に増加しています。（図14）

図14 女性就業率の推移

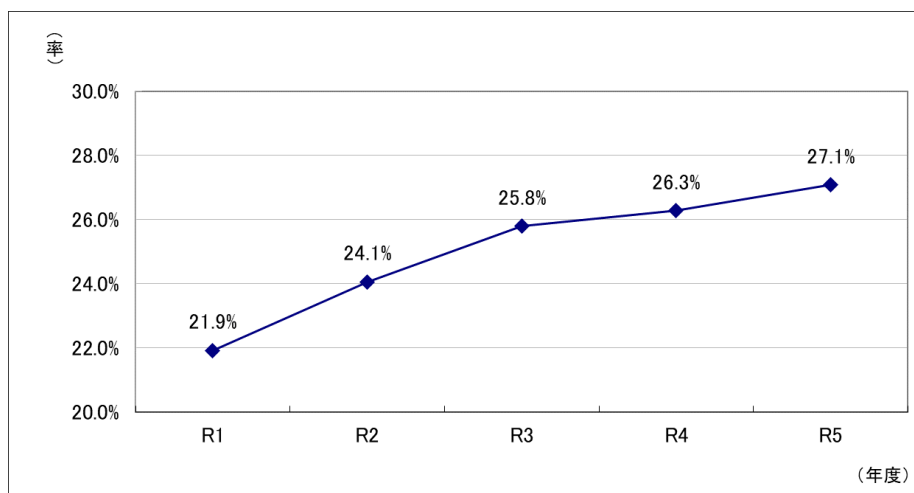


総務省「国勢調査」より作成

③ 市の附属機関における女性の割合

市の附属機関における女性委員の比率は増加傾向で推移していますが（図15）、前「青森市男女共同参画プラン」における指標「市の附属機関における女性委員の割合」の目標値（令和5年度で30%）に達していないことから、積極的に女性の参画拡大を図る必要があります。

図15 市の附属機関の委員における女性の比率

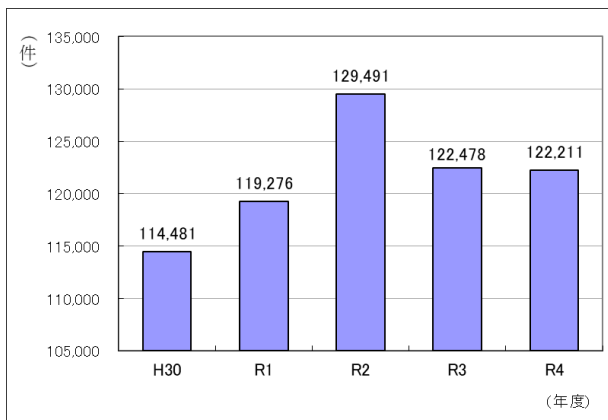


人権男女共同参画課調べ

④ 女性に対する暴力

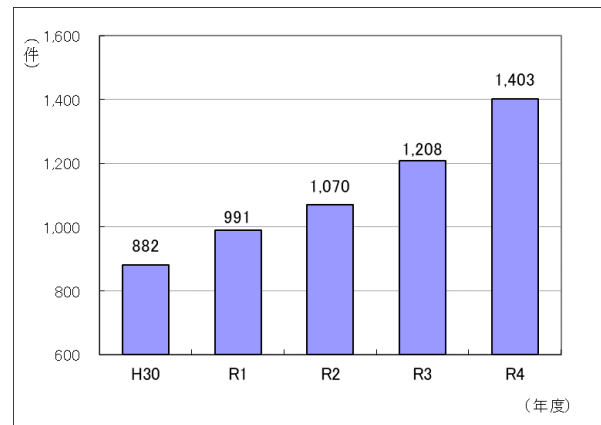
全国及び県内の配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は増加傾向にあります。(図16・17)本市では、平成27年度に「青森市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、支援を必要とするDV(ドメスティック・バイオレンス)※被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行っており、令和5年度は、延べ647件の相談に対応しています。(図18)

図16 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数(全国)



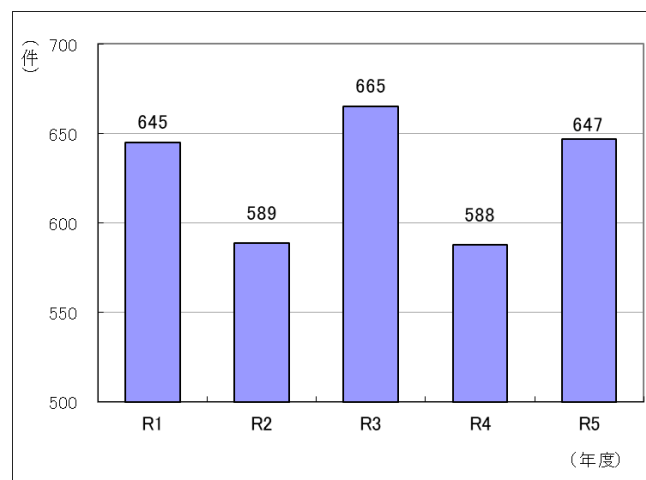
内閣府男女共同参画局資料より作成

図17 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数(青森県)



青森県「青森県の男女共同参画の現状と施策」より作成

図18 配偶者暴力相談支援センターへの相談件数(青森市)



人権男女共同参画課調べ

※DV(ドメスティック・バイオレンス): 夫婦・恋人などパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力や、脅す、大声でののしる、無視するなどの精神的苦痛のほか、経済的苦痛や性的苦痛を与える行為もDVに含まれる。

⑤ 女性相談の状況

青森市男女共同参画プラザ「カダール」*が実施している「女性の悩み相談」における相談件数は、増加傾向にあります。(図19)

また、令和5年度では、相談者の年齢層は30代が最も多く(図20)、相談内容は「こころ」が最も多いほか、「DVを含む夫婦関係」、「親子・家庭」など、多岐にわたっています。(図21)

図19 男女共同参画プラザ「女性の悩み相談」相談件数(相談方法別)

		面接相談			電話相談			合計		
		新規	再来	小計	新規	再来	小計	新規	再来	合計
R1	延べ件数	29	17	46	58	33	91	87	50	137
	割合	21.2%	12.4%	33.6%	42.3%	24.1%	66.4%	63.5%	36.5%	100.0%
R2	延べ件数	26	19	45	58	23	81	84	42	126
	割合	20.6%	15.1%	35.7%	46.0%	18.3%	64.3%	66.7%	33.3%	100.0%
R3	延べ件数	15	1	16	55	60	115	70	61	131
	割合	11.5%	0.8%	12.2%	42.0%	45.8%	87.8%	53.4%	46.6%	100.0%
R4	延べ件数	14	4	18	61	60	121	75	64	139
	割合	10.1%	2.9%	12.9%	43.9%	43.2%	87.1%	54.0%	46.0%	100.0%
R5	延べ件数	19	23	42	67	78	145	86	101	187
	割合	10.2%	12.3%	22.5%	35.8%	41.7%	77.5%	46.0%	54.0%	100.0%

人権男女共同参画課調べ

図20 男女共同参画プラザ「女性の悩み相談」相談件数(年齢別)

		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
		R1	延べ件数	0	5	21	21	48	13	22
	割合	0.0%	3.7%	15.3%	15.3%	35.0%	9.5%	16.1%	5.1%	100.0%
R2	延べ件数	1	9	17	15	35	15	17	17	126
	割合	0.8%	7.1%	13.5%	11.9%	27.8%	11.9%	13.5%	13.5%	100.0%
R3	延べ件数	0	6	27	40	20	22	8	8	131
	割合	0.0%	4.6%	20.6%	30.5%	15.3%	16.8%	6.1%	6.1%	100.0%
R4	延べ件数	0	5	27	29	23	16	11	28	139
	割合	0.0%	3.6%	19.4%	20.9%	16.6%	11.5%	7.9%	20.1%	100.0%
R5	延べ件数	0	14	55	46	14	35	20	3	187
	割合	0.0%	7.5%	29.4%	24.6%	7.5%	18.7%	10.7%	1.6%	100.0%

人権男女共同参画課調べ

図21 男女共同参画プラザ「女性の悩み相談」相談件数(主訴別)

		生き方	こころ	からだ	就労・職場	夫婦関係(DV含む)	親子・家庭	人間関係	性・性被害	暮らし・法律	セクシュアリティ	その他	合計
		R1	件数	4	23	3	9	26	31	16	2	13	1
	割合	2.9%	16.8%	2.2%	6.6%	19.0%	22.6%	11.7%	1.4%	9.5%	0.7%	6.6%	100.0%
R2	件数	2	12	4	4	35	29	15	2	12	0	11	126
	割合	1.6%	9.5%	3.2%	3.2%	27.8%	23.0%	11.9%	1.6%	9.5%	0.0%	8.7%	100.0%
R3	件数	3	24	9	10	28	28	14	5	5	0	5	131
	割合	2.3%	18.3%	6.9%	7.6%	21.4%	21.4%	10.7%	3.8%	3.8%	0.0%	3.8%	100.0%
R4	件数	5	8	1	11	30	36	27	8	3	3	7	139
	割合	3.6%	5.8%	0.7%	7.9%	21.5%	25.9%	19.4%	5.8%	2.2%	2.2%	5.0%	100.0%
R5	件数	2	47	0	14	39	31	27	5	10	1	11	187
	割合	1.1%	25.1%	0.0%	7.5%	20.9%	16.6%	14.4%	2.7%	5.3%	0.5%	5.9%	100.0%

人権男女共同参画課調べ

*カダール(男女共同参画プラザ):平成13年に開館した、市の男女共同参画推進の拠点施設(新町一丁目3番7号アウガ5階)。施設の愛称「カダール」は、津軽弁で仲間になるという意味の「かだる」と、ともに「語り合う」という意味を表す。

⑥ 男性相談・性的マイノリティ相談の状況

青森市男女共同参画プラザ「カダール」が実施している「男性の悩み相談」における令和5年度の相談件数は、相談者の年齢層では30代が最も多く（図22）、相談内容では「人間関係」が最も多いほか、「暮らし・法律」、「こころ」など、多岐にわたっています。（図23）

図22 男女共同参画プラザ「男性の悩み相談」相談件数（年齢別）

		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	総計
R4	延べ件数	0	4	8	1	4	0	0	1	18
	割合	0.0%	22.2%	44.4%	5.6%	22.2%	0.0%	0.0%	5.6%	100.0%
R5	延べ件数	0	0	24	6	3	1	0	0	34
	割合	0.0%	0.0%	70.6%	17.6%	8.8%	2.9%	0.0%	0.0%	100.0%

図23 男女共同参画プラザ「男性の悩み相談」相談件数（主訴別）

		生き方	こころ	からだ	就労・職場	夫婦関係(DV含む)	親子・家庭	人間関係	性・性被害	暮らし・法律	セクシュアリティ	その他	合計
R4	件数	1	0	0	3	6	1	3	0	0	0	4	18
	割合	5.6%	0.0%	0.0%	16.7%	33.3%	5.6%	16.7%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	100.0%
R5	件数	1	4	1	2	3	3	9	0	5	2	4	34
	割合	2.9%	11.8%	2.9%	5.9%	8.8%	8.8%	26.5%	0.0%	14.7%	5.9%	11.8%	100.0%

青森市男女共同参画プラザ「カダール」が実施している「性的マイノリティにじいる電話相談」における相談件数は増加傾向にあり（図24）、令和5年度では、相談者の年齢層は50代が最も多く（図24）、相談内容は「セクシュアリティ」が最も多く、次に「人間関係」が多くなっています。（図25）

図24 男女共同参画プラザ「性的マイノリティにじいる電話相談」相談件数（年齢別）

		10代未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明	合計
R1	延べ件数	0	22	71	157	83	14	2	1	15	365
	割合	0.0%	6.0%	19.5%	43.0%	22.7%	3.9%	0.5%	0.3%	4.1%	100.0%
R2	延べ件数	0	23	48	90	77	19	1	0	9	267
	割合	0.0%	8.6%	18.0%	33.7%	28.8%	7.1%	0.4%	0.0%	3.4%	100.0%
R3	延べ件数	0	26	48	112	69	16	6	0	16	293
	割合	0.0%	8.9%	16.4%	38.2%	23.5%	5.5%	2.0%	0.0%	5.5%	100.0%
R4	延べ件数	0	20	39	113	46	34	7	0	41	300
	割合	0.0%	6.7%	13.0%	37.7%	15.3%	11.3%	2.3%	0.0%	13.7%	100.0%
R5	延べ件数	0	26	51	53	68	109	8	0	26	341
	割合	0.0%	7.6%	15.0%	15.5%	20.0%	32.0%	2.3%	0.0%	7.6%	100.0%

図25 男女共同参画プラザ「性的マイノリティにじいる電話相談」相談件数（主訴別）

		セクシュアリティ	性の健康	人間関係	心身の疾病	犯罪被害者・加害	暮らし	仕事	法的・行政	その他	合計
R1	件数	118	23	123	19	2	2	9	1	68	365
	割合	32.3%	6.3%	33.7%	5.2%	0.5%	0.5%	2.5%	0.3%	18.6%	100.0%
R2	件数	66	24	98	14	0	0	3	0	62	267
	割合	24.7%	9.0%	36.7%	5.2%	0.0%	0.0%	1.1%	0.0%	23.2%	100.0%
R3	件数	90	39	78	6	1	0	8	0	71	293
	割合	30.7%	13.3%	26.6%	2.1%	0.3%	0.0%	2.7%	0.0%	24.2%	100.0%
R4	件数	96	20	73	14	1	1	5	0	90	300
	割合	32.0%	6.7%	24.3%	4.7%	0.3%	0.3%	1.7%	0.0%	30.0%	100.0%
R5	件数	122	31	83	20	1	0	4	0	80	341
	割合	35.8%	9.1%	24.3%	5.9%	0.3%	0.0%	1.2%	0.0%	23.5%	100.0%

(2) 市民ニーズ

① 男女共同参画に関する市民アンケートの結果の概要

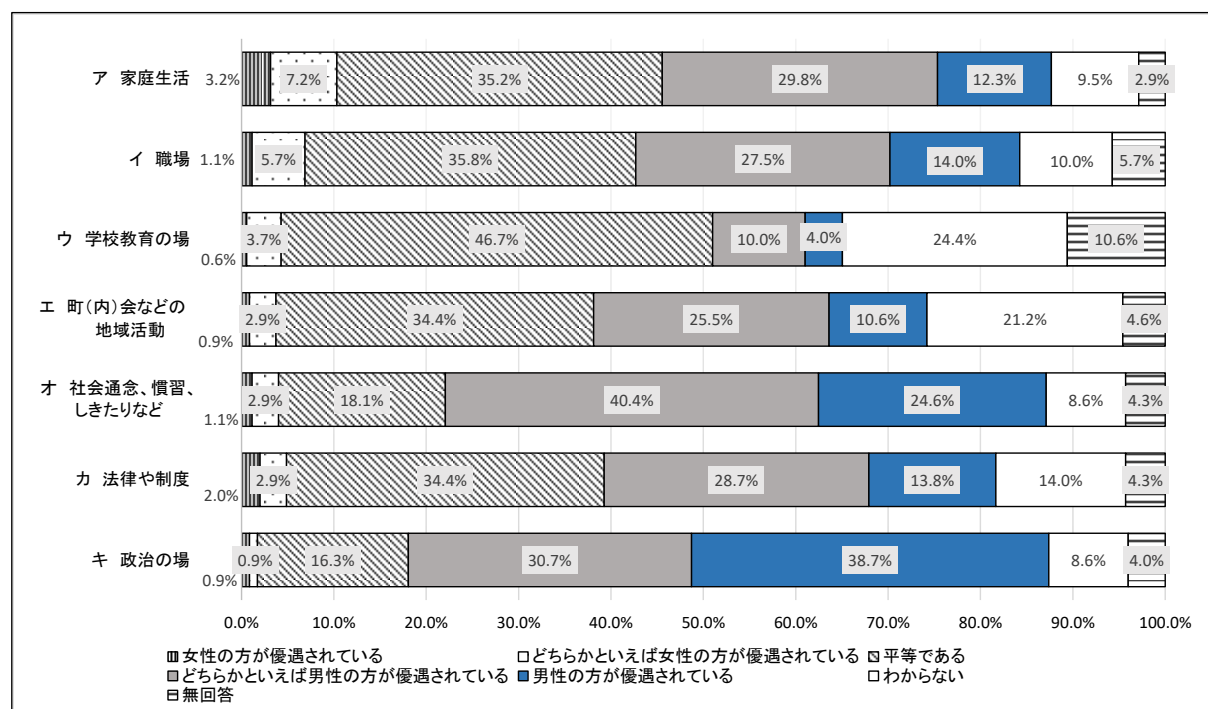
市では、令和5年12月から令和6年1月にかけて、男女共同参画に関する青森市民の意識や実態等を把握するためのアンケートを実施しました。

調査名称	男女共同参画に関する市民アンケート
調査対象	市内に在住する満16歳以上の男女
標本数	1,000人
抽出方法	住民基本台帳から無作為抽出
調査方法	返信用封筒同封による郵送（無記名、自記式）、郵送またはオンラインにて回収
調査期間	令和5年12月22日から令和6年1月19日まで
有効回収率	34.9%

(ア) 男女共同参画に関する意識について

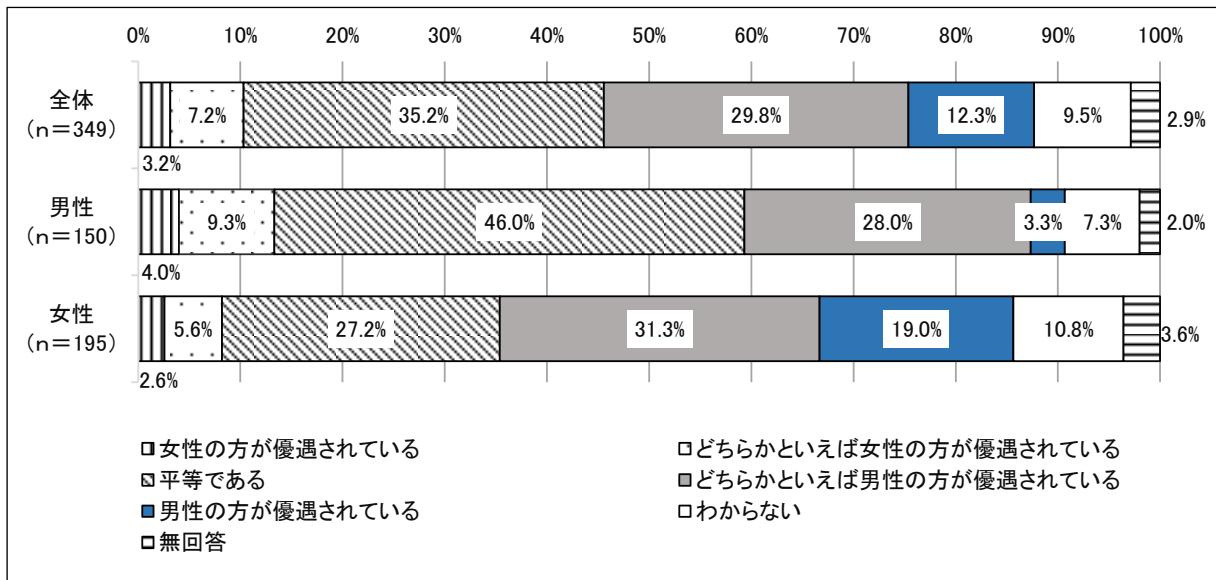
分野別の男女の地位の平等感について聞いたところ、「平等である」と回答した割合が最も高かったのは「学校教育の場」（46.7%）で、最も低かったのは「政治の場」（16.3%）でした。いずれの分野においても、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた回答の割合が高く、実際に男女の平等が実現している場面は未だ限られていることがわかります。（図26）

図26 分野別の男女の地位の平等感



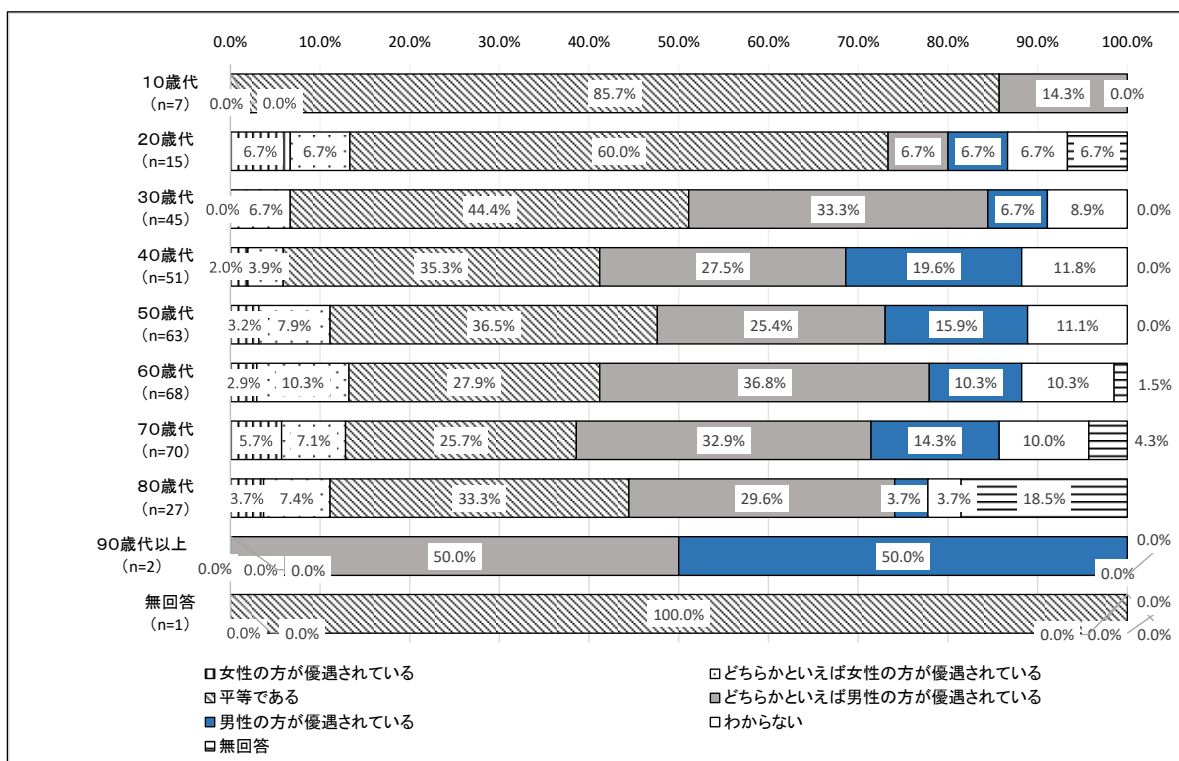
家庭生活における平等感を男女別に見ると、男性では「平等である」と答えた割合が46.0%であるのに対し、女性では27.2%となっており、18.8ポイントの差があります。また、女性では「どちらかといえば男性の方が優遇されている」と答えた割合が最も高く、男女間で意識に差があることがわかります。(図27)

図27 家庭生活における男女の地位の平等感【男女別】



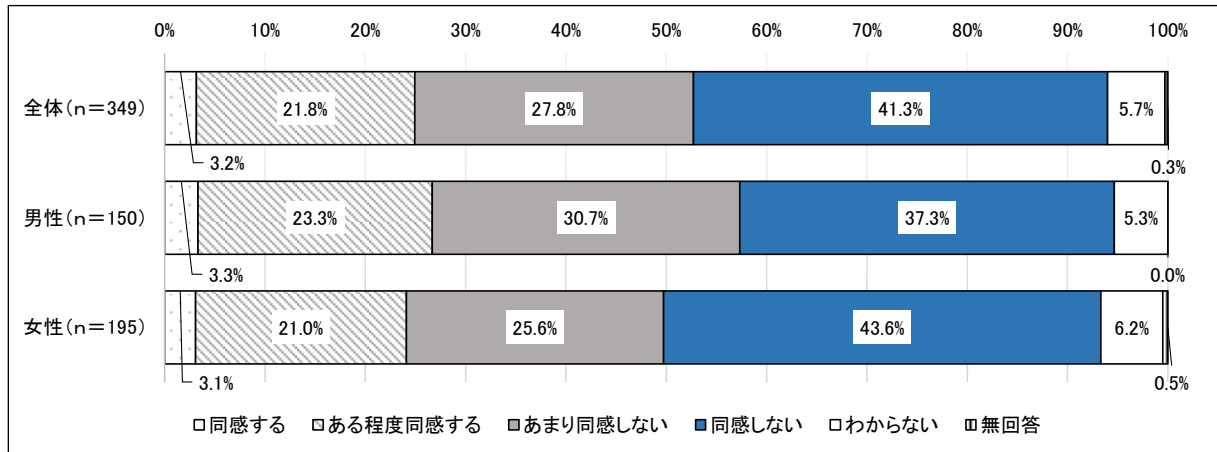
また、年齢別では、「男性の方が優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた回答の割合は、年齢層によって差がありますが、いずれの年齢層でも高くなっています。(図28)

図28 家庭生活における男女の地位の平等感【年齢別】



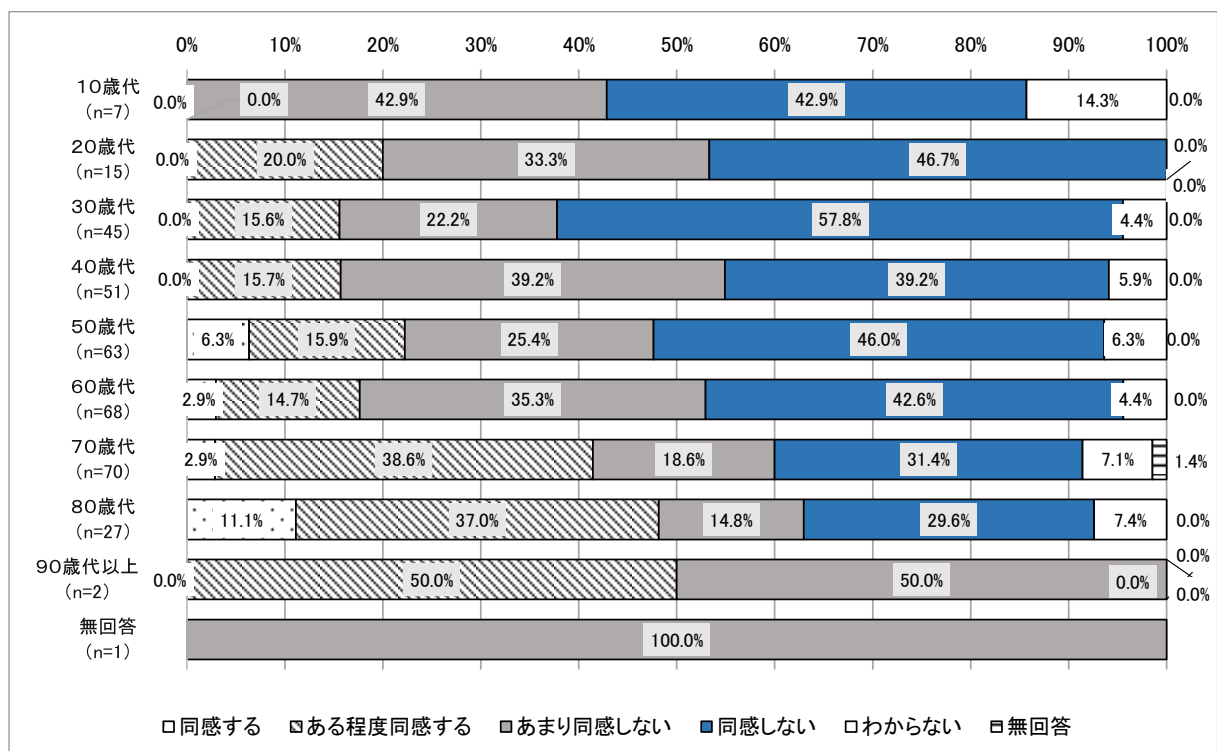
固定的性別役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」などという考え方）についてどう思うか聞いたところ、回答者全体、男女別のいずれも「同感しない」または「あまり同感しない」と答えた割合が6割以上と高くなっています。（図29）

図29 固定的性別役割分担意識についてどう思うか【男女別】



年齢別では、70歳代以上は「ある程度同意する」が最も多く、60歳代以下は「同感しない」が最も多くなっています。（図30）

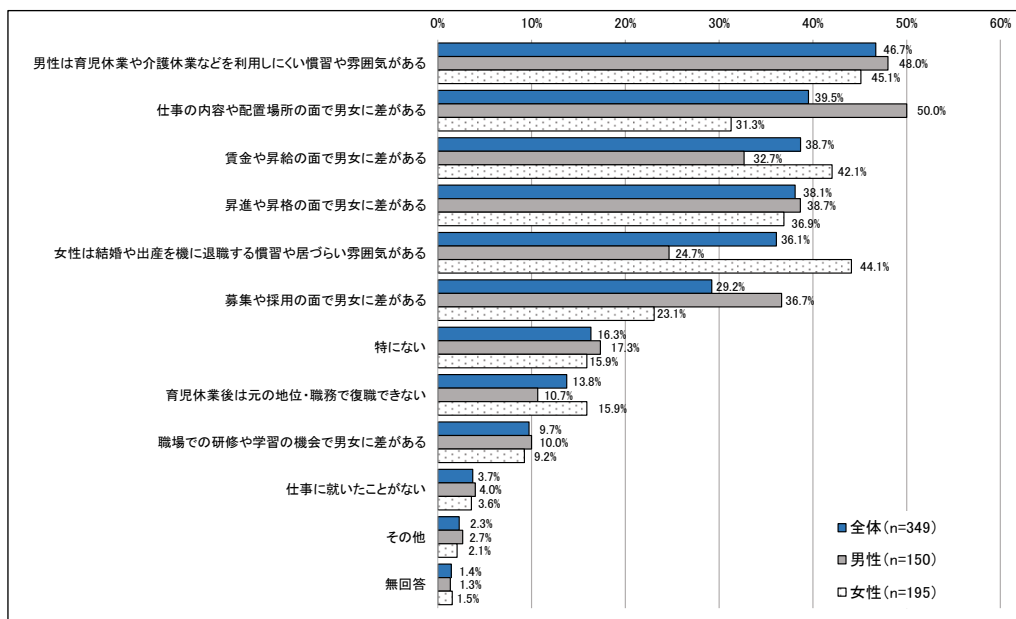
図30 固定的性別役割分担意識についてどう思うか【年齢別】



(イ) 仕事、家庭、地域活動における男女共同参画について

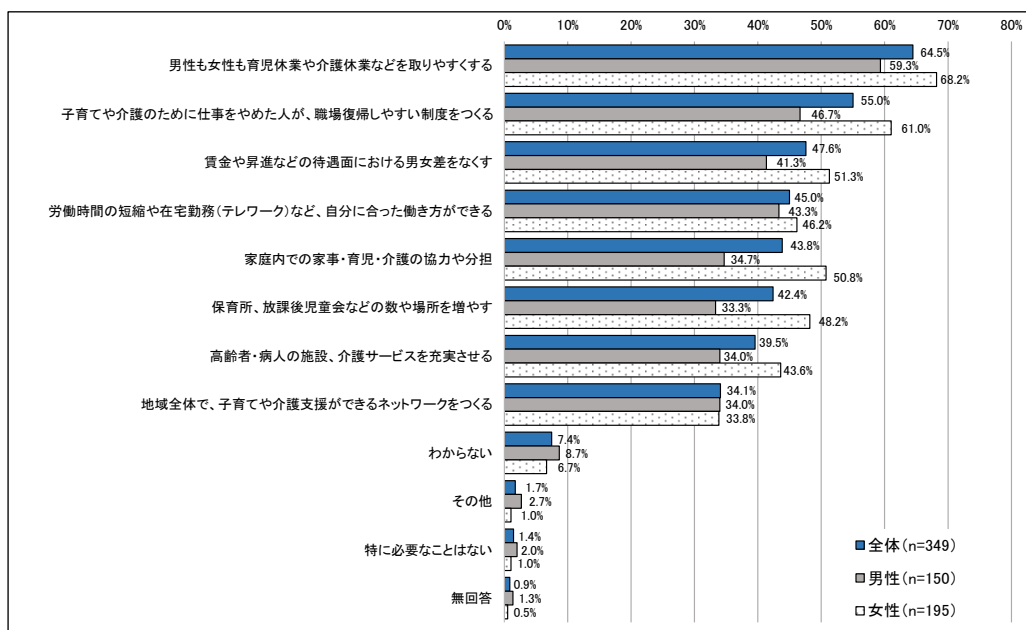
仕事や就職活動における男女差について聞いたところ、男性は「仕事の内容や配置場所の面で男女に差がある」や「男性は育児休業や介護休業などを利用しにくい慣習や雰囲気がある」などが多く、女性は「男性は育児休業や介護休業などを利用しにくい慣習や雰囲気がある」や「女性は結婚や出産を機に退職する慣習や居づらい雰囲気がある」などが多くなっています。(図31)

図31 仕事や就職活動における男女差



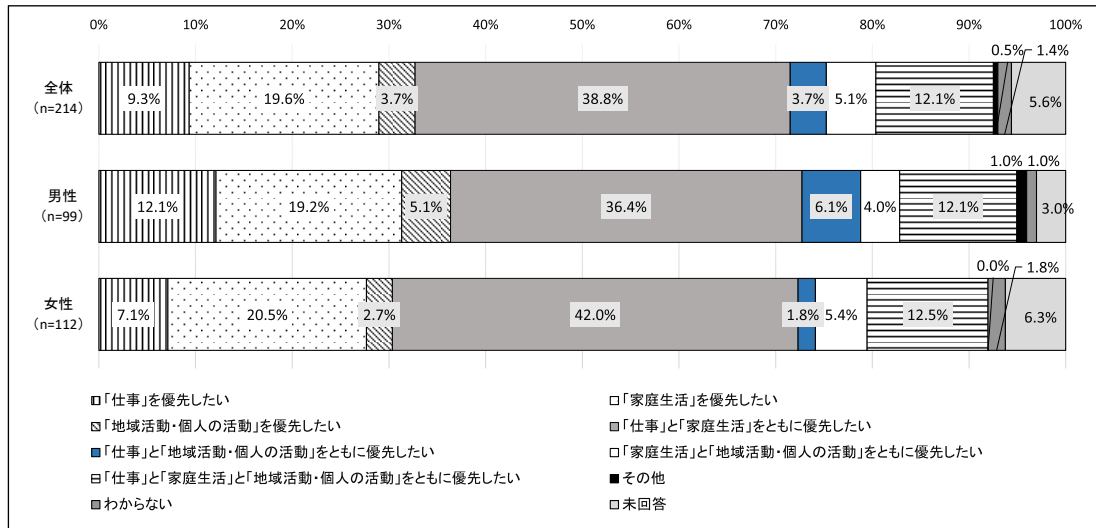
働きやすい環境づくりのために必要なことを聞いたところ、男性・女性ともに「男性も女性も育児休業や介護休業などを取りやすくする」や、「子育てや介護のために仕事をやめた人が、職場復帰しやすい制度をつくる」などが多くなっています。(図32)

図32 働きやすい環境づくりのために必要なこと



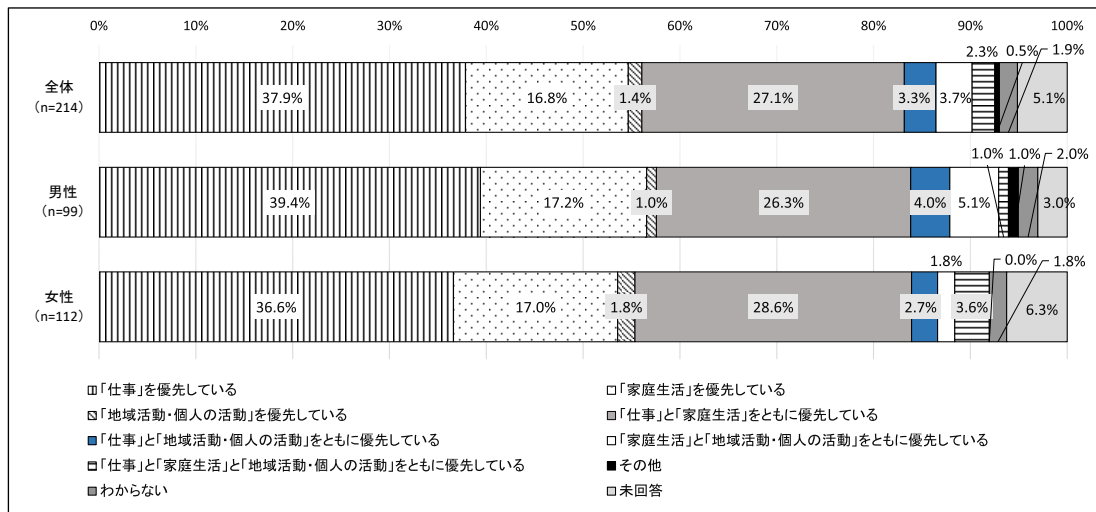
「仕事」、「家庭生活」、「地域活動・個人の活動」の優先度について聞いたところ、希望としては、『「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい』が全体の38.8%で最も高くなっています。(図33)

図33 生活の中での優先度（希望）



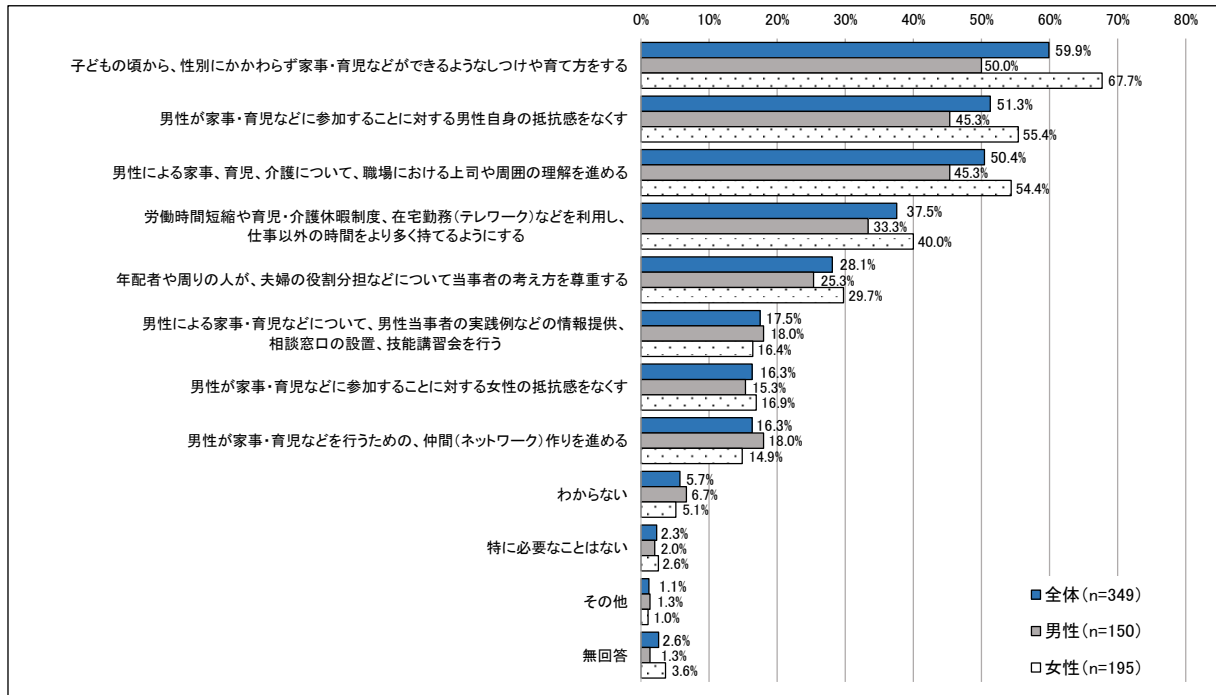
これに対し現状は、『「仕事」を優先している』と答えた方が全体の37.9%で最も高く、希望と現状には相違があることがわかります。(図34)

図34 生活の中での優先度（現状）



男性が育児や介護、家事などに積極的に参画していくために必要だと思うことについて聞いたところ、「子どもの頃から、性別にかかわらず家事・育児などができるようしつけや育て方をする」(59.9%)、「男性が家事・育児などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」(51.3%)、「男性による家事、育児、介護について、職場における上司や周囲の理解を進める」(50.4%)といった項目が上位となっており、男性の家庭参加を促すためには、子どもの頃からの教育や、男性自身の意識改革、職場の理解などが求められていることがわかります。(図35)

図35 男性が家庭生活などに積極的に参画していくために必要なこと



(ウ) 配偶者やパートナーからの暴力について

DV（ドメスティック・バイオレンス）を受けた経験の有無について聞いたところ、男性の4.7%、女性の17.9%が受けたことがあると答えています。（図36）

また、受けたことがあるという回答者のうち、男性では85.7%、女性では65.7%が、受けた行為について「相談しなかった」と答えています。（図37）

図36 DVを受けた経験

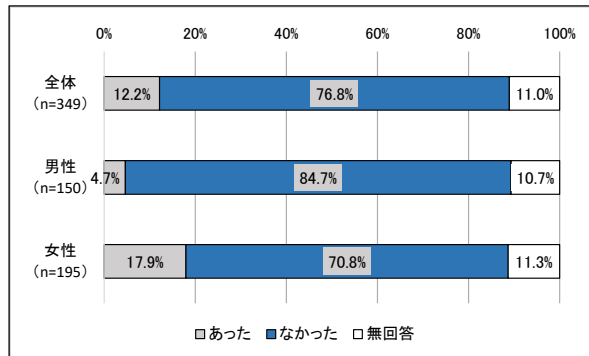
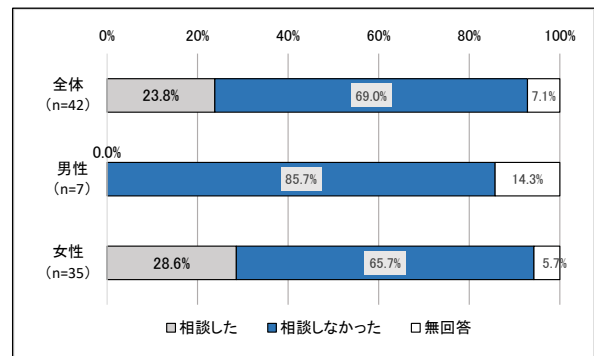


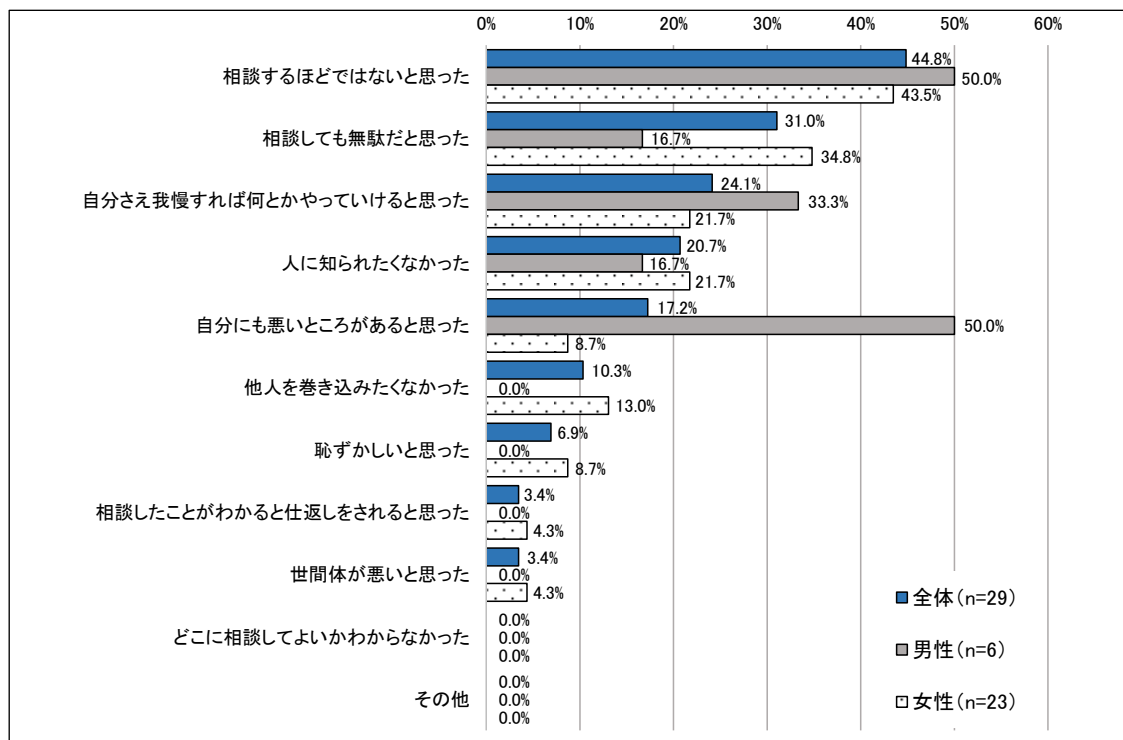
図37 DVを受けて相談したか



また、DV被害について相談しなかった理由を聞いたところ、全体では「相談するほどではないと思った」、「相談しても無駄だと思った」、「自分さえ我慢すれば何とかやっていると」などの回答が多くなっています。（図38）

DV被害を潜在化させないよう、支援を必要とするDV被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行っている青森市配偶者暴力相談支援センターの周知を図る必要があります。

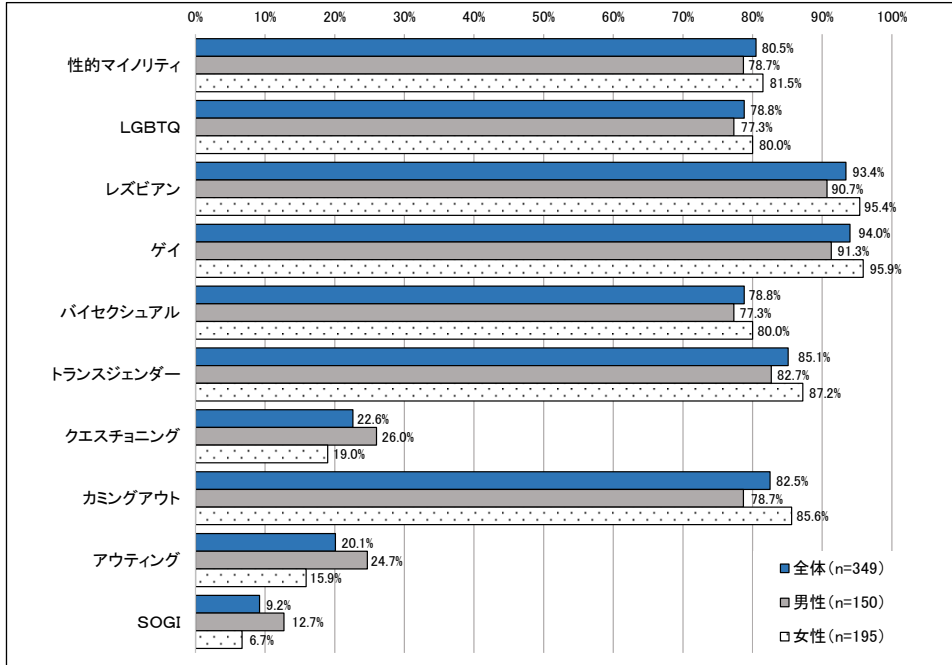
図38 DVについて相談しなかった理由



(エ) 性の多様なあり方について

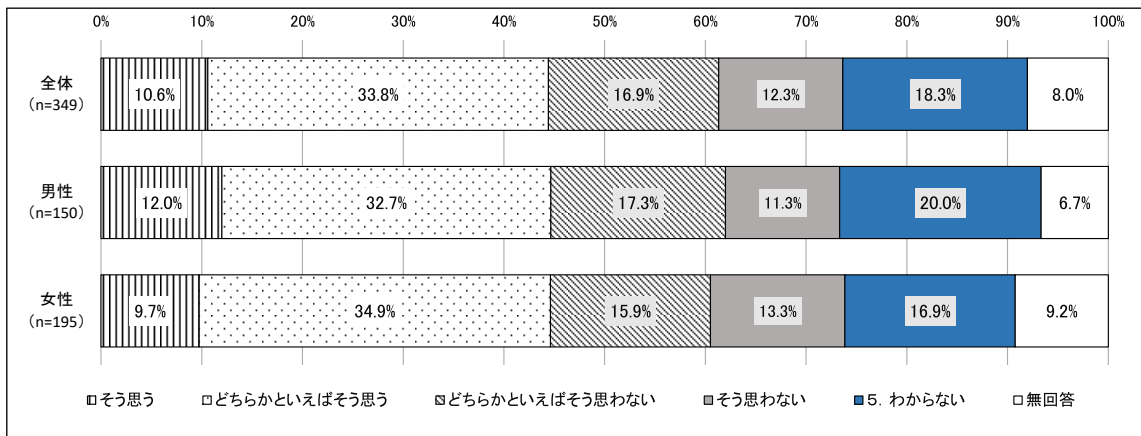
性の多様なあり方に関する言葉の認知について聞いたところ、「クエスチョニング」、「アウティング」※、「SOGI」※を知っていると答えた割合が低くなっています。(図39)

図39 性の多様なあり方に関する言葉の認知度



性的マイノリティ（LGBTQ等）※のかたがたに対する理解が進んできていると思うか聞いたところ、全体・男女別いずれも、約4割が「そう思う」もしくは「どちらかといえばそう思う」と回答しています。(図40)

図40 性的マイノリティ（LGBTQ等）のかたがたに対する理解が進んできているか



※性的マイノリティ:レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(心と身体の性が一致しない人)、クエスチョニング(自身の性が決められない、分からないまたは決めない人)の頭文字をとったLGBTQなど性的少数者のこと。

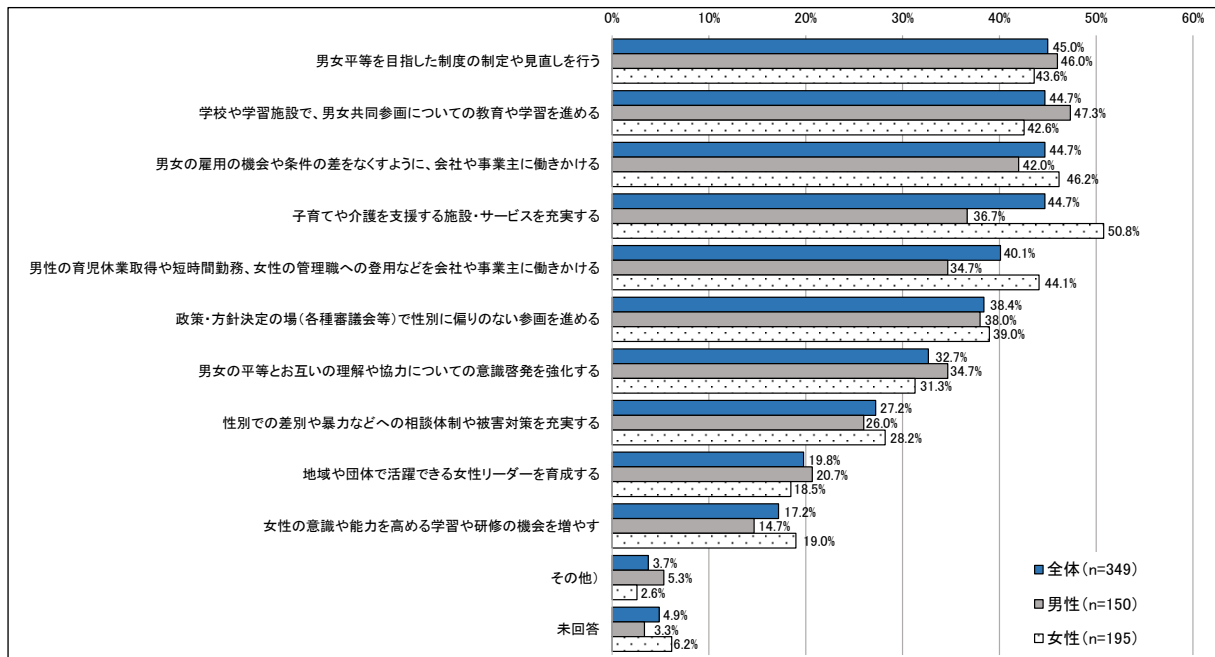
※アウティング:本人の同意なく、その人の性的指向(人の恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているか)や性自認(自分の性別をどのように認識しているか)に関する情報を第三者に暴露すること。

※SOGI(ソジ・ソギ):性的指向(sexual orientation)と性自認(gender identity)の頭文字をとった略称。

(オ) 男女共同参画社会の実現について

男女共同参画社会を実現するために、行政がどのようなことに力を入れるべきだと思うか聞いたところ、「男女平等を目指した制度の制定や見直しを行う」、「学校や学習施設で、男女共同参画についての教育や学習を進める」、「男女の雇用の機会や条件の差をなくすように、会社や事業主に働きかける」、「子育てや介護を支援する施設・サービスを充実する」などの回答が多くなっています。(図41)

図41 男女共同参画社会を実現するための行政の取組



② 男女共同参画に関する事業所アンケートの結果の概要

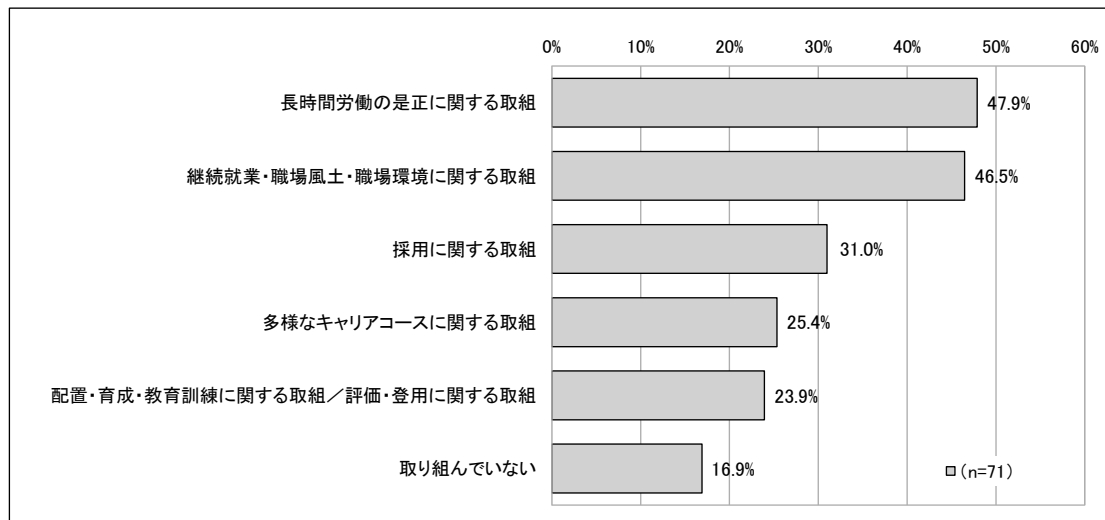
市では、令和5年12月から令和6年1月にかけて、男女共同参画に関する青森市内の事業所の意識や実態等を把握するためのアンケートを実施しました。

調査名称	男女共同参画に関する事業所アンケート
調査対象	青森商工会議所及び青森市浪岡商工会の会員のうち、従業員10人以上の事業所
標本数	200事業所
抽出方法	青森商工会議所及び青森市浪岡商工会の会員名簿から等間隔無作為抽出
調査方法	返信用封筒同封による郵送（無記名、自記式）、郵送またはオンラインにて回収
調査期間	令和5年12月22日から令和6年1月19日まで
有効回収率	35.5%

(ア) 女性活躍推進について

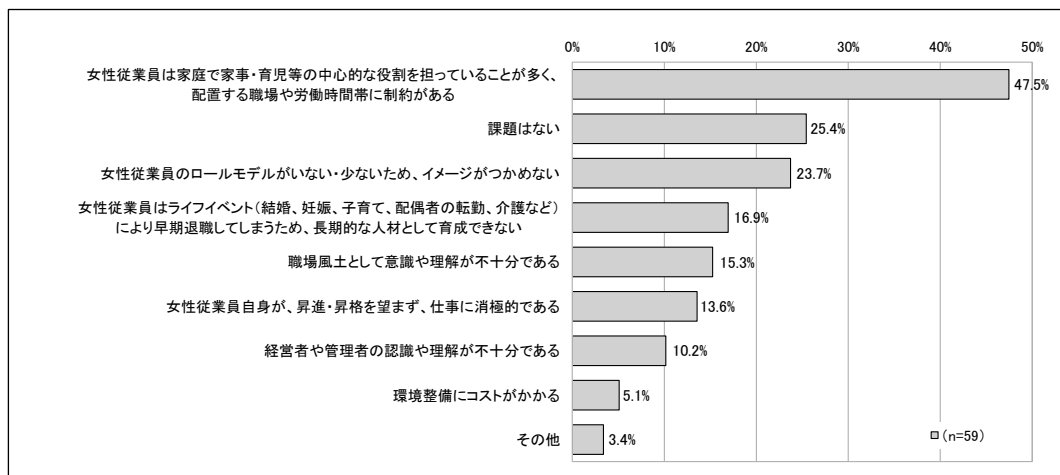
事業所内での女性の活躍推進に関する取組について聞いたところ、「長時間労働の是正に関する取組」と回答した事業所が47.9%、「継続就業・職場風土・職場環境に関する取組」が46.5%と多くなっていますが、「取り組んでいない」と回答した事業所も16.9%ありました。（図42）

図42 女性活躍に関する取組



職業生活における女性の活躍推進に関する取組を進める上でどのような課題があるか聞いたところ、「女性従業員は家庭で家事・育児等の中心的な役割を担っていることが多く、配置する職場や労働時間帯に制約がある」が47.5%と最も多くなっています。(図43) 働く女性の仕事とライフイベントの両立を支援する取組が必要です。

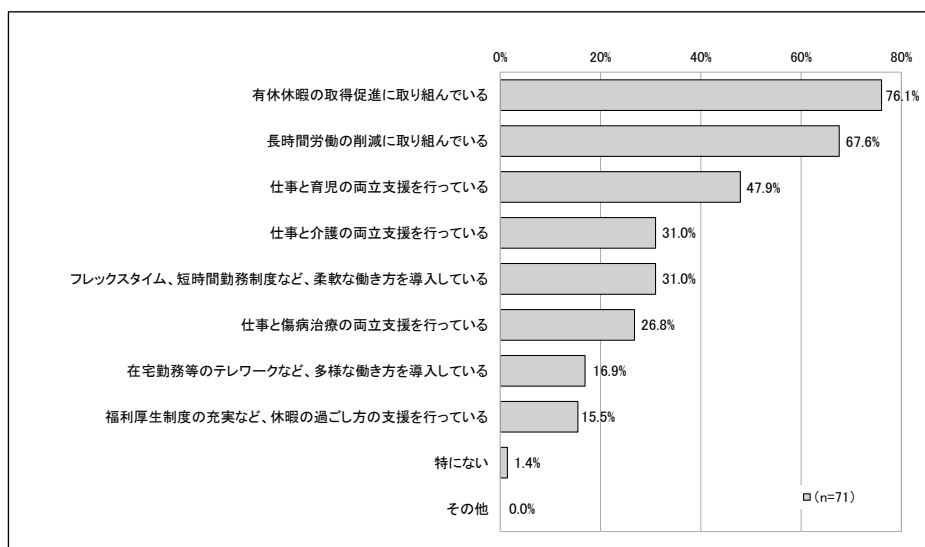
図43 女性活躍の取組を進める上での課題



(イ) ワーク・ライフ・バランス※(仕事と生活の調和)について

ワーク・ライフ・バランス実現のための事業所における取組について聞いたところ、「有休休暇の取得促進に取り組んでいる」(76.1%)、「長時間労働の削減に取り組んでいる」(67.6%)といった項目が上位となっています。(図44)

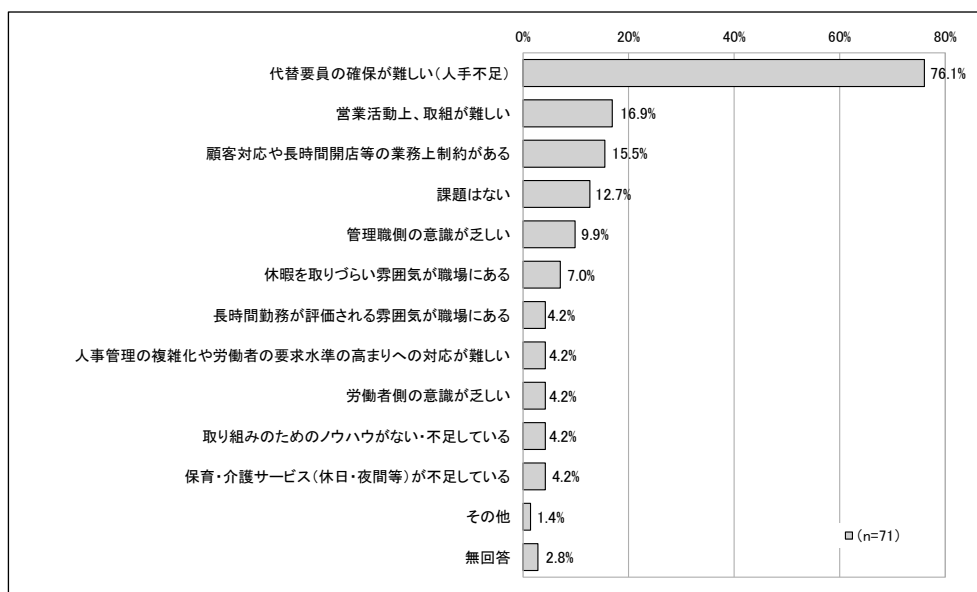
図44 ワーク・ライフ・バランス実現のための取組



※ワーク・ライフ・バランス:誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。仕事の充実と私生活の充実の好循環をもたらし、持続可能な社会の構築に不可欠とされている。

また、ワーク・ライフ・バランスを推進する上での課題について聞いたところ、「代替要員の確保が難しい(人手不足)」と回答した事業所が76.1%と多くなっています。(図45)

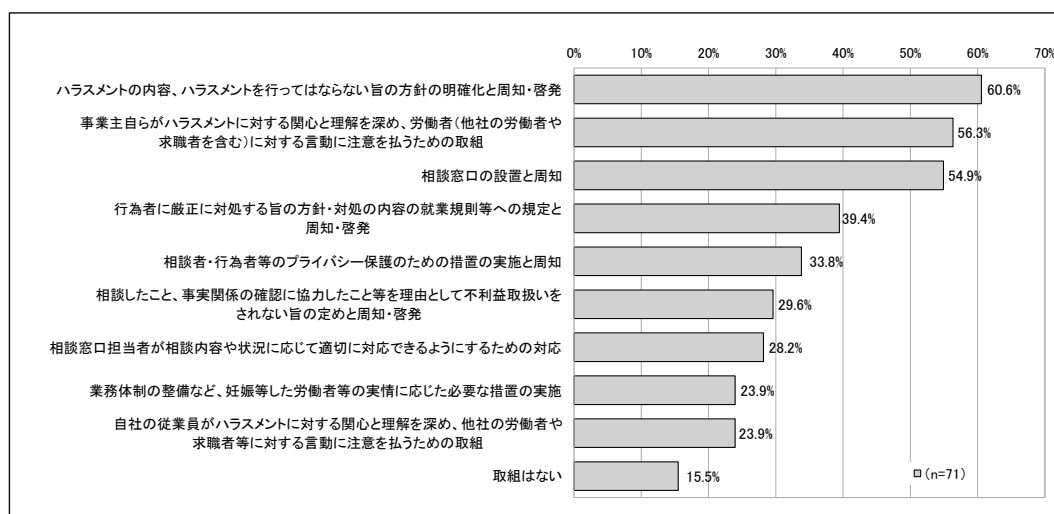
図45 ワーク・ライフ・バランスを推進する上での課題



(ウ) ハラスメント※防止について

ハラスメントの予防・解決のために事業所が行っている取組について聞いたところ、「ハラスメントの内容、ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化と周知・啓発」(60.6%)、「事業主自らがハラスメントに対する関心と理解を深め、労働者(他社の労働者や求職者を含む)に対する言動に注意を払うための取組」(56.3%)といった項目が上位となっています。(図46)

図46 ハラスメントの予防・解決のための取組



※ハラスメント: 身体的・精神的な攻撃などによって 他者に不利益・ダメージを与えたり、不愉快にさせること。

3 計画の理念

本計画の理念は、本市のまちづくりの重要な理念・視点の一つとして、あらゆる施策の推進に当たってその趣旨を尊重することとしている『「男女共同参画都市」青森宣言』とします。

「男女共同参画都市」青森宣言

私は私を大切に思うのと同じ重さで
あなたを大切に思う
性別を超え 世代を超え 時代を超え
人と協調し 人を信頼できる
誇り高い人間でありたい
すべての人の自立と平等を目指して
青森はここに「男女共同参画都市」を宣言します

4 計画の基本方向

本計画では、上記理念の実現を図るため、次の3つの基本方向を掲げます。

基本方向 1

全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり

積極的な女性登用の促進により、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。

また、誰もが個性と能力を発揮しながら生き生きと働き続け、充実した生活を送ることができるよう、女性活躍の機運を醸成すると同時に、男女ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりを促進します。

基本方向 2

安心して暮らせる社会づくり

女性に対するあらゆる暴力の根絶をはじめ、多様な生活上の困難を抱える女性等に対し、男女共同参画の視点に立った支援を行い、全ての人安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、男女共同参画社会を形成する上で根底を成す男女平等と人権尊重の理念の普及を図ります。

併せて、地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かすなど、多様な主体との連携・協働や人材育成を図り、最も身近な暮らしの場である地域生活において男女共同参画を推進します。

また、特に女性特有の健康上の問題に留意しながら、生涯を通じた男女の健康支援を進めます。

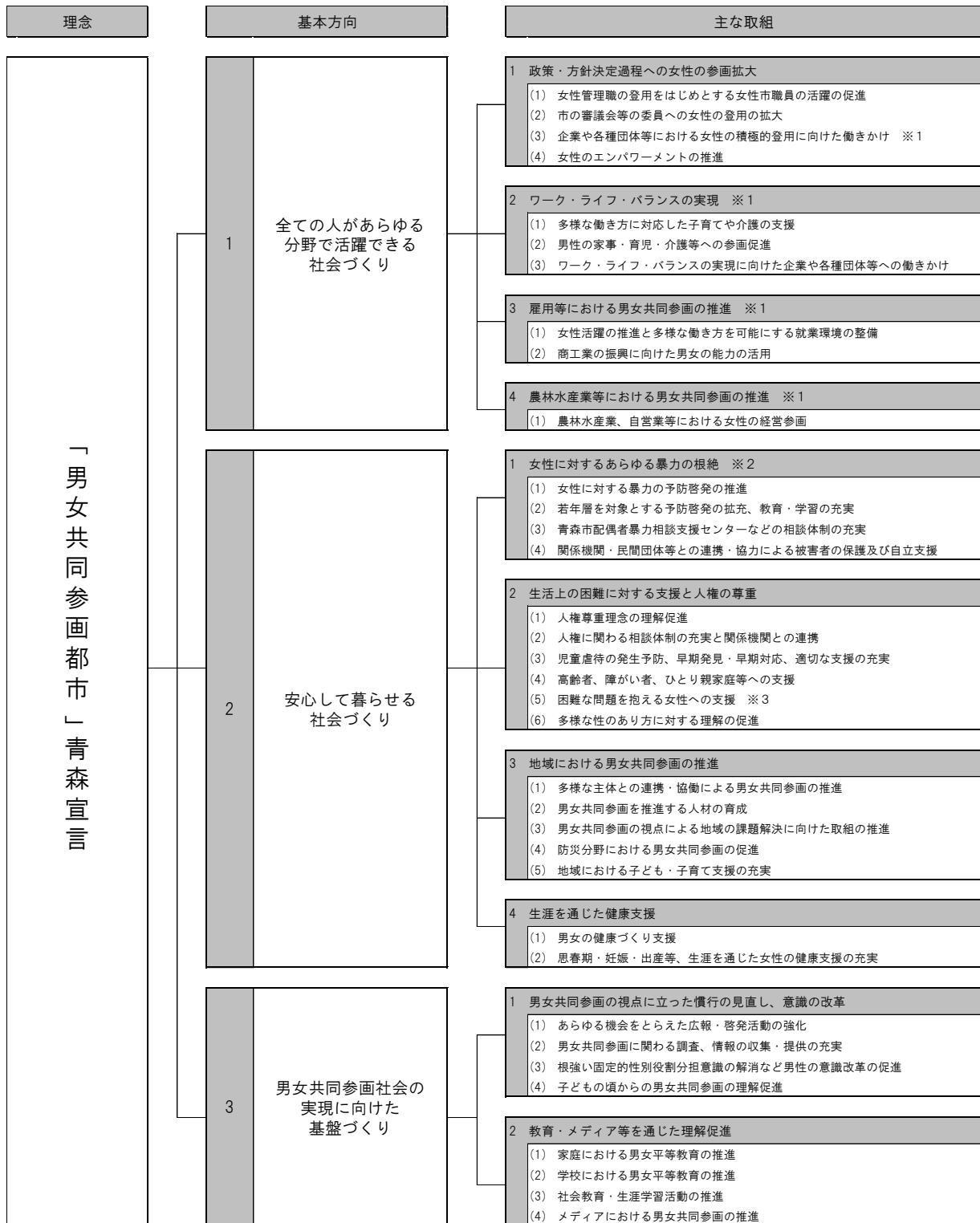
基本方向 3

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

私たちの生活や活動のあらゆる場面において男女共同参画が実現するよう、効果的に意識啓発を進め市民の理解を促進します。

また、私たち一人ひとりの視野を広げ、多様な選択を可能にする学校教育・社会教育の充実や家庭教育の推進を図ります。

■ 計画の体系図

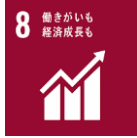


- ※1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画
 ※2 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める市町村基本計画
 ※3 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に定める市町村基本計画

第2部 各論

第1章

全ての人があらゆる分野で活躍できる社会づくり



基本方向

積極的な女性登用の促進により、政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図ります。
また、誰もが個性と能力を発揮しながら生き生きと働き続け、充実した生活を送ることができるよう、女性活躍の機運を醸成すると同時に、男女ともにライフイベント[※]とキャリア形成[※]を両立できる環境づくりを促進します。

現状と課題

- 国では、2020年代の可能な限り早期に、指導的地位に女性が占める割合が30%程度となるよう目指して取組を進めることとしています。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」では、地方公共団体や労働者101人以上の民間事業主に対して、女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析や定量的目標・取組などを内容とする「事業主行動計画」の策定・公表等が義務づけられています。
- 市の審議会等における女性委員の比率は、令和3年度が25.8%、令和4年度が26.3%、令和5年度が27.1%と増加していますが、目標を達成できない状況が続いています。
- 性別を問わず、働き続けながら生きがいを見つけ、人生を豊かにしていくことは、労働意欲の向上にもつながり、企業の活性化や持続可能な社会の発展に不可欠であることから、ライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方を可能とし、長時間労働等を前提とした従来の働き方を見直す等、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現を目指す取組が求められています。
- 女性の社会進出や、夫婦共働き世帯の増加等、働き方の多様化に伴い、子育てのニーズも多様化している中、市では、「青森市こども計画」に基づき、子ども・子育て支援の充実を図り、仕事と子育ての両立支援に取り組んでいます。
- 人口減少・少子高齢化の進行に伴う労働力人口の減少、ライフスタイルの多様化による消費者ニーズの変化など、本市経済を取り巻く社会環境の変化に対し、適切な対応が求められています。

[※]ライフイベント：就職・転職、結婚、出産・育児、病気、介護など、個人の生活において重要な変化をもたらす出来事や節目。

[※]キャリア形成：仕事を通じて経験やスキルなどを蓄積して自己実現を図っていくプロセスのこと。

- 本市では、全国的に有名な「りんご」のほか、「コメ」、「バサラコーン」、「カシス」、「トマト・ミニトマト」、「八甲田牛」、海産物では、「ホタテ」や「ナマコ」など多彩で豊富な食資源とこれらを使った加工品など、全国に誇る産品を数多く有しており、本市の農業従事者の約半数を占める女性が、特に農水産物の加工・販売などで活躍の場を広げています。

《政策・方針決定過程への女性の参画》

- 政策・方針決定過程への女性の参画状況は全国的に低調であることから、国によるポジティブ・アクション^{*}の趣旨を踏まえ、本市における女性職員の活躍の促進及び市の審議会等の委員への女性の参画の拡大を図る必要があります。
- 女性が参画する機会を確保し、その意思を反映することは、多様な人材の能力の活用につながり、組織の強化や持続可能な社会の発展のためにも不可欠であることから、女性のエンパワーメント^{*}を推進するとともに、企業や各種団体等における女性の積極的な採用・登用に向けた働きかけを行うなど、女性活躍の機運を醸成する必要があります。

《ワーク・ライフ・バランス》

- ワーク・ライフ・バランスを実現し、男女がともに希望に応じて働き続けられるようにするためには、多様な働き方に対応した子育てや介護の支援を行う必要があるほか、家庭において、家事・育児・介護などの責任を男女が協力し合って担うことも重要であり、少子高齢化、核家族化など社会環境の変化に伴って、その重要性がさらに増していることから、男性の家事・育児・介護等への参画を促進する必要があります。
- ワーク・ライフ・バランスの実現には職場の理解が不可欠であることから、企業や各種団体等への情報提供などを通じ、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けた働きかけを行う必要があります。

《雇用・労働環境》

- 人口減少・少子高齢化の進行に伴い労働力人口が減少する中、地域経済を活性化していくためには、働きたい人が性別を問わず安心して意欲を持って働くことができ、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりを促進する必要があります。
- 消費者ニーズが多様化する中で、持続的に新たな魅力や価値を創造し、地域経済を活性化していくためには、様々な分野で女性の発想、企画力、行動力等を取り入れるなど、男女双方の能力の活用を図る必要があります。

^{*}ポジティブ・アクション(積極的改善措置):これまでの慣行や固定的性別役割分担意識などが原因で、女性の能力が十分に発揮されていない場合に、女性を積極的に登用したり、女性が働きやすい制度・環境を整備するなどして、男女間の格差を積極的に解消しようとする取組のこと。「男女雇用機会均等法」第8条には、ポジティブ・アクションは法に違反しない旨が明記されている。

^{*}女性のエンパワーメント:女性が意識と能力を高め、職場や家庭、地域など、あらゆる場面において、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること。

- 結婚、出産・育児、更年期、家族の介護など、様々なライフイベントに当たり、キャリア形成との二者択一を迫られているのは多くが女性となっており、その背景にある固定的性別役割分担意識^{*}などの構造的な課題を解消するため、女性活躍の機運を醸成すると同時に、男女ともにライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりを促進する必要があります。

《農林水産業等における男女共同参画》

- 農業分野においては固定的性別役割分担意識や古い因習等が根強いとされているほか、農林水産業や自営の商工業には家族経営が多く、生活と経営が密接につながっているため、労働条件等が明確になっておらず、女性の果たす役割が十分に認識・評価されていない傾向にあることから、女性の役割と位置づけを明確にし、働きやすい環境の整備を図り、農林水産業、自営の商工業における男女共同参画を推進する必要があります。

主な取組

1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 女性管理職の登用をはじめとする女性市職員の活躍の促進

- 市が女性管理職の積極的登用を進めることで、市政における政策・方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、女性職員の活躍を促進することにより、市内企業や各種団体等における女性活躍の促進の呼び水となるよう、率先して取組を進めます。

(2) 市の審議会等の委員への女性の登用の拡大

- 市の審議会等においては、団体からの委員の推薦に当たり女性の推薦を依頼するなど女性の積極的な登用を図るとともに、委員の公募においても女性の応募を促す工夫を検討するなど、女性委員の割合を高める取組を推進し、市の政策・方針決定過程に男女が共に参画できる機会の充実を図ります。

(3) 企業や各種団体等における女性の積極的登用に向けた働きかけ

- 女性活躍推進法を踏まえ、女性の採用・登用に積極的な企業・団体等の事例を広く紹介するなど、関係機関との連携のもと、企業や各種団体等への女性の積極的登用に向けた働きかけを行い、女性活躍の機運を醸成します。

^{*}固定的性別役割分担意識:「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表される、性別によって役割を固定的に分ける意識のこと。

(4) 女性のエンパワーメントの推進

- 女性が自らの意識と能力を高め、主体的に活躍することの重要性について、女性自身の理解を促すとともに、キャリア形成支援や、活躍するロールモデル*の情報提供を行います。

2 ワーク・ライフ・バランスの実現

(1) 多様な働き方に対応した子育てや介護の支援

- 男女がともに子育てをしながら働き続けられるよう、延長保育や休日保育、病児一時保育、一時預かりのほか、会員同士が子育てを助け合うファミリー・サポート・センター*などの保育サービスを充実するなど、仕事と子育ての両立を支援します。
- 特別な支援を必要とする家庭において安心して仕事と子育てができるよう、障がい児の特性や医療的ケアを必要とする子ども等に配慮した障がい児保育やふれあい保育、ひとり親家庭の子育てに関する相談など、特別な支援を必要とする家庭への支援の充実を図ります。
- 女性の社会進出の進展や就労形態の変化などに伴い多様化する教育・保育需要に対応するため、保育士などを対象とした研修などを通じて、教育・保育サービスの質の向上と人材の確保を図ります。
- 家族に介護が必要になった場合は、男女がともに協力し合いながらその責任を担い、介護と仕事のバランスが保てるよう、介護保険制度の周知をはじめ、介護を必要とする高齢者が適切なサービスを受けられるよう介護に関する情報提供を充実させるほか、男女が安心して働くことができるよう、介護サービスの質の確保・向上を図ります。

(2) 男性の家事・育児・介護等への参画促進

- 個人生活の充実ひいては経済社会の持続可能な発展や企業の活性化につながるワーク・ライフ・バランスの意義を周知するとともに、男性を対象とした啓発講座や男性のロールモデルの情報提供等を通じて、固定的性別役割分担意識や長時間労働を前提とした従来の働き方の見直しを促し、男性の家事・育児・介護等への参画を促進します。

***ロールモデル**: 将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルのこと。

***ファミリー・サポート・センター**: 地域の子育て支援を行うことを目的に、子育ての援助を受けたいかた(利用会員)と子育ての援助を行いたいかた(サポート会員)のネットワークを作り、保育所(園)の送迎やその後の預かり、病児・病後児の預かりなど、会員同士がいつでも子育てを助け合う会員組織のこと。

(3) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた企業や各種団体等への働きかけ

- ワーク・ライフ・バランスについて、企業や各種団体等に対し、その意義を周知するとともに、働きやすい職場づくりに取り組んでいる好事例の情報提供を行い、育児休業の取得などの各種制度の積極的な活用を働きかけるなど、関係機関との連携のもと、普及促進を図ります。

3 雇用等における男女共同参画の推進

(1) 女性活躍の推進と多様な働き方を可能にする就業環境の整備

- 関係機関との連携を図りながら、男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など雇用に関する法令・制度の周知を図ります。
- 関係機関との連携を図りながら、固定的性別役割分担意識にとらわれずにいきいきと活躍する身近な女性のロールモデルの情報提供を行うとともに、女性の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図ります。
- 企業における女性活躍の推進や、多様な働き方を選択することができる就業環境の整備の促進に向けた支援を行います。

(2) 商工業の振興に向けた男女の能力の活用

- 女性の活躍によって企業や地域が活性化している好事例等を収集・発信するとともに、起業・創業希望者に対して、関係機関との連携を図りながら、起業に関する知識や手法に関する情報提供、相談等の機会を提供するほか、資金面、施設面の支援を行います。
- 育児・介護等により退職した女性を含め、求職者の職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、学習等を受けられる機会の充実を図るとともに、関係機関との連携のもと、再就職のための情報提供、職業能力開発等への支援を進めます。
- 女性活躍推進法において事業主行動計画の策定が努力義務とされている企業に対しても、関係機関との連携のもと、その意義を周知するとともに、行動計画の策定・活用を促していきます。

4 農林水産業等における男女共同参画の推進

(1) 農林水産業、自営業等における女性の経営参画

- 関係機関との連携を図りながら、農業等の家族経営における女性の役割と位置づけを明確にし、男女のワーク・ライフ・バランスや健康管理への配慮を含む家族経営協定制度^{*}の周知や、農業者の老後生活の自立を促す農業者年金への加入促進などを通じて、農業等における女性の役割を適正に評価し、農業等に従事する男女が自分の生き方を自由に選択・設計・実現していくことができるようにするための啓発活動を推進します。
- 女性が重要な役割を果たし、地域活性化や農林水産業振興の大きな原動力となっている、農水産物の加工・販売などの経営の多角化・複合化や「6次産業化」^{*}を推進する取組を支援し、農林水産業における女性の能力発揮を促進します。
- 県や関係機関との連携のもと、知識・技術に関する情報提供や各種研修会等を通じて、農山漁村の女性リーダーの育成と活躍の場の拡大を図ります。

^{*}家族経営協定制度：家族経営において、経営の方針や役割分担、労働条件等を家族間の話し合いにより取り決め、文書化するもの。

^{*}6次産業化：農林漁業生産者（第1次産業）が、加工（第2次産業）や販売（第3次産業）までを一体的に行い、付加価値を高めること。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
青森市における課長相当職以上に占める女性の割合 <small>青森市役所における課長級以上の女性の割合</small>	16.5% (令和5年度)	16.0% (過去5年平均)	18.2% (令和10年度)
市の審議会等における女性委員の割合 <small>法律または条例の定めにより設置された市の審議会等の委員に占める女性の割合</small>	27.9% (令和5年度)	25.4% (過去5年平均)	40.0% (令和10年度)
市役所における男性の育児休業取得率 <small>育児休業が取得可能となった男性職員のうち取得した割合</small>	75.0% (令和5年度)	32.4% (過去5年平均)	100% (令和10年度)
AOMORI STARTUP CENTERの支援による女性の創業件数 <small>AOMORI STARTUP CENTERの支援による市内での女性の年間創業件数</small>	42件 (令和5年度)	20件 (過去5年平均)	31件 (令和10年度)
家族経営協定の締結数 <small>家族経営協定を締結した農家数の累計</small>	69件 (令和5年度)	65件 (過去5年平均)	79件 (令和10年度)

第2章

安心して暮らせる社会づくり



基本方向

女性に対するあらゆる暴力の根絶をはじめ、多様な生活上の困難を抱える女性等に対し、男女共同参画の視点に立った支援を行い、全ての人々が安心して暮らせる環境づくりを進めるとともに、男女共同参画社会を形成する上で根底を成す男女平等と人権尊重の理念の普及を図ります。

併せて、地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かすなど、多様な主体との連携・協働*や人材育成を図り、最も身近な暮らしの場である地域生活において男女共同参画を推進します。

また、特に女性特有の健康上の問題に留意しながら、生涯を通じた男女の健康支援を進めます。

現状と課題

- 令和5年12月に実施した市の男女共同参画に関する市民アンケートでは、配偶者から暴力を受けたことがあると回答した人が全体で12.2%となっており、男女別では、男性が4.7%、女性が17.9%となっています。また、暴力を受けたことがあると回答した人の69.0%は、誰にも相談していない状況となっています。
- 本市では、「青森市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、支援を必要とするDV（ドメスティック・バイオレンス）被害相談者の立場に立ったワンストップ支援を行っています。
- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）*を拠点に、女性に対する暴力の予防啓発に努めているほか、カダールの女性の悩み相談においてDVに関する相談に対応するとともに、青森県女性相談支援センター、青森県男女共同参画センターの配偶者暴力相談支援センター、警察等の関係機関や民間団体などと連携しながら、DV被害者の支援に当たっています。

*アコール（働く女性の家）：昭和48年に開館した、市の男女共同参画推進の拠点施設（勝田一丁目1番2号）。施設の愛称「アコール」は、フランス語で「調和」や「和音」を意味する。

*協働：行政又は市民だけでは解決できない地域課題を克服するため、市民活動団体や行政が、それぞれまちづくりの主体として、同じ目的のためにお互いが持てる力を出し合い連携して、まちをより良いものにしていくプロセスのこと。

- 本市では、小・中学校等での「人権教室」の開催のほか、街頭や市役所庁舎などにおいて、人権尊重の意識を高める啓発活動を行っている青森地区人権擁護推進部会の活動を支援しているほか、人権擁護委員による相談窓口を開設し、市民の人権擁護に努めています。
- 本市では、「子どもの権利条約」の理念に基づき、子どもにとって大切な権利の保障を図ることを目的として、「青森市子どもの権利条例」を制定しています。
- 男女共同参画社会とは、日本国憲法にある個人の尊重、男女平等理念の実現を前提に、男女が個人として互いを尊重し合う社会であり、市では、「私は私を大切に思うのと同じ重さであなたを大切に思う」で始まる『「男女共同参画都市」青森宣言』を行い、この宣言の趣旨を、市のあらゆる施策の推進に当たって尊重する、まちづくりの重要な理念・視点の一つに位置づけています。
- 令和6年4月に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」や同法に基づく国の基本方針及び県の基本計画において、困難な問題を抱える女性への支援が国及び地方公共団体の責務とされるとともに、支援に関する施策の内容や市町村の役割が定められています。
- 令和5年6月に施行された「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT理解増進法）」により、国及び地方公共団体において、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定・実施するよう努めることとされています。
- 少子高齢化の進行や人口の減少、生き方や価値観の多様化など、市民生活において様々な変化が生じている中、市民ニーズに対応するため、市では、行政だけでなく多様な主体が連携・協働し、複雑化・多様化する地域課題の解決に取り組んでいます。
- 本市では、市内の女性団体等との連携や、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）での市民団体活動への支援を通じて、地域における男女共同参画の推進を図っています。
- 高齢化などの社会構造の変化に伴い、地域活動を支える担い手が不足し、地域課題も多様化・複雑化していることから、市では、「青森市地域コミュニティ・ガイドライン」を策定し、まちづくり協議会の設立を進め、地域が主体となった市民自治によるまちづくりに取り組んでいます。
- 防災分野においては、男女のニーズの違いを十分に把握した災害対応が求められており、本市では、男女共同参画の視点が反映された「青森市地域防災計画」を策定しています。
- 共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴い、身近な地域での子どもの居場所の確保が重要となっている中、市では、「青森市こども計画」に基づき、地域全体で子育てを支える環境づくりに取り組んでいます。
- 健康面では、近年、食生活や喫煙、アルコールをはじめとする生活習慣の変化などにより生活習慣病や慢性疾患が増加している中、市では、「青森市健康寿命延伸計画」を策定し、市民のヘルスリテラシー（健康教養）の向上や、生活習慣の改善、健（検）診の受診率向上に向けて取り組むなど、健康づくりの充実を図っています。

《女性に対する暴力》

- DVやセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）*などの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女がお互いの尊厳を重んじ、対等な関係を築こうとする男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであることから、特に女性に対する暴力の予防啓発を推進する必要があります。
- 生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」を準用することを踏まえ、様々な状況におかれた被害者に情報が届くよう、広報啓発を実施し、とりわけ、加害者にも被害者にもならないための若年層を対象とする予防啓発の拡充・学習の充実を図る必要があります。
- 「青森市配偶者暴力相談支援センター」において、相談員による電話相談や面接相談を実施しており、その周知を図るとともに、DV被害相談者の立場に立ったワンストップ支援をより円滑に行うため、庁内関係課の連携の強化を図っていく必要があります。
- DV被害者については、身の安全の確保とともに、加害者から離れて自立した生活を確保する必要があることから、関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援を進める必要があります。

《生活上の困難に対する支援と人権擁護》

- 男女の人権の尊重は、男女共同参画社会を形成するうえで根底を成す基本理念であることから、人権尊重理念の理解を促進する必要があるとともに、人権擁護のため、人権に関わる相談体制の充実を図る必要があります。
- 児童虐待については、児童の面前での配偶者*に対する暴力も、児童に著しい心理的外傷を与えるものであり、児童虐待事案が複雑化していることから、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、子どもや保護者への支援の充実を図る必要があります。
- 貧困等多様な生活上の困難を抱える女性に対し、様々な機会を通じて実情に合った支援を行う必要があります。また、高齢者、障がい者、ひとり親家庭等が、女性であることにより、暴力による被害など複合的に困難な状況に置かれることがないよう、関係機関・民間団体等との連携・協力による支援を行う必要があります。
- 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」や同法に基づく国の基本方針及び県の基本計画において定められた困難な問題を抱える女性への支援に関する施策の実施に当たり、本市においては、最も身近な相談先としての役割を果たすとともに、必要な支援の包括的な提供、他機関や他自治体等へのつなぎ等を適切に実施する必要があります。

*セクハラ(セクシュアル・ハラスメント): 相手が望まない、性的な意味合いを持つ言動のこと。身体への不必要な接触などのほか、「子どもはまだか」などとたずねる行為も、相手が不快と感じればセクハラに当たり得る。

*配偶者: ここでいう配偶者は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。(「児童虐待の防止等に関する法律」から引用)

- 多様性が尊重され、全ての人々がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を享受できる社会の実現に向けた「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（LGBT 理解増進法）」の趣旨を踏まえ、性的マイノリティであることを理由として当事者が困難な状況に置かれることがないよう、人権尊重と多様性の観点から、多様な性のあり方についての理解を促進する必要があります。

《地域における男女共同参画》

- 男女がともに地域を担うことの重要性が増していることに加え、防災分野における女性の参画拡大など男女共同参画の推進が強く求められていることから、防災を含む地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かしていく必要があります。
- 男女共同参画社会は、行政のみの取組で実現できるものではないことから、幅広い分野の多様な主体との連携・協働により、お互いを尊重し、性別にかかわらず個性と能力を發揮できる男女共同参画を推進していく必要があります。
- 多様な主体と連携・協働する中で、男女共同参画を推進していく人材の育成を図る必要があります。

《健康支援》

- 生涯を通じて、性別により異なる健康上の問題に留意し、性差に応じた健康づくりを推進するほか、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ健康管理を促す取組や、生涯を通じた相談支援の充実を図る必要があります。

主な取組

1 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(1) 女性に対する暴力の予防啓発の推進

- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）の活用はもとより、関係機関との連携強化を図りながら、女性に対する暴力の予防啓発を含め、性別にかかわらず一人ひとり誰もが大切な存在であるという意識と、DVについての正しい理解の促進を図ります。
- セクシュアル・ハラスメントは人権侵害であるとの認識のもと、各種啓発講座の開催やパンフレットの配布などを通じて、企業等に対してハラスメント防止のための周知啓発を図るとともに、市の機関におけるハラスメントの防止と良好な職場環境の構築に取り組みます。

(2) 若年層を対象とする予防啓発の拡充、教育・学習の充実

- 将来、DVやデートDV^{*}の加害者にも被害者にもならないよう、小・中学校において子ども向け啓発小冊子等を活用し、暴力についての予防啓発の充実を図ります。

(3) 青森市配偶者暴力相談支援センターなどの相談体制の充実

- DV被害相談者にワンストップ支援を行う「青森市配偶者暴力相談支援センター」をはじめ、カダール（男女共同参画プラザ）での悩み相談、青森市ひとり親家庭等就業・自立支援センターでの生活・就業相談、人権相談や法律相談などの相談窓口の周知徹底を図るとともに、男性の被害者に対する相談対応を実施します。
- 相談支援に当たっては、庁内関係部局はもとより、配偶者暴力相談支援センターとなっている青森県女性相談支援センター、青森県男女共同参画センターや警察等の関係機関、DV被害者支援に携わる民間団体などと連携し、DV被害者の安全確保を最優先に、相談者の立場に立った相談と必要な支援を行います。
- DV専門の相談員及びDV担当職員の育成のための各種研修、各窓口においてDV被害者に接する職員への研修等を通じて、相談対応能力の向上を図ります。

(4) 関係機関・民間団体等との連携・協力による被害者の保護及び自立支援

- 身の危険があるDV被害者の支援に際しては、警察や、一時保護を行う青森県女性相談支援センター等との連絡調整、庁内関係部局との連携を図りながら、DV被害者の安全確保に努めます。
- 生活保護の適用、住居確保給付金の支給、児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の貸付け、ひとり親家庭への医療費助成など、利用可能な制度を積極的に活用し、DV被害者の自立に向けた支援を行います。
- DV被害者の自立に向け、母子生活支援施設すみれ寮を活用するほか、市営住宅への入居要件の緩和など住宅確保支援を行います。

2 生活上の困難に対する支援と人権の尊重

(1) 人権尊重理念の理解促進

- 男女の人権の尊重は男女共同参画社会の前提となる基本理念であることから、関係機関との連携のもと、人権に関する正しい知識の普及を図るとともに、人権への理解を深めるための様々な啓発活動を推進するほか、男女共同参画に関連の深い男女共同参画社会基本法などの法令、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約などの国際条約等の趣旨を周知し、人権尊重の理念と男女共同参画への理解を促進します。

^{*}デートDV: 交際相手からの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力や、脅す、大声でののしる、無視するなどの精神的苦痛のほか、経済的苦痛や性的苦痛を与える行為もDVに含まれる。

(2) 人権に関わる相談体制の充実と関係機関との連携

- 男女共同参画社会の前提となる個人の人権を守るため、人権擁護委員による人権相談、行政相談委員による行政相談などを通じて人権の擁護に努めるとともに、関係機関と連携を図りながら、人権に関する相談体制の充実を図ります。

(3) 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応、適切な支援の充実

- 次代を担う子どもたちの人権を守り、健やかな成長を支えるため、乳幼児健康診査での保健指導や健康相談、社会福祉士、公認心理師、保健師などの専門職による児童虐待に関する相談対応を行うとともに、児童相談所などの関係機関で構成する「青森市要保護児童対策地域協議会」の連携体制のもと、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、子どもや保護者への適切な支援を行います。

(4) 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等への支援

- 高齢者、障がい者、ひとり親家庭等への暴力による被害などの防止のため、民生委員、地域包括支援センター、福祉施設等の関係機関との連携による支援や、意識啓発の機会の充実を図ります。

(5) 困難な問題を抱える女性への支援

- 女性が困難な問題を抱えた場合に相談できる窓口や活用できる施策について周知に努めます。
- 困難な問題を抱える女性等に関する理解を促進するとともに、支援施策の周知を図るため、教育、啓発、広報等に努めます。
- 困難な問題を抱える女性等が早期に相談窓口につながり、必要な支援を受けられることができるよう、女性相談支援センター、女性相談支援員、民間団体等の情報提供に努めます。
- 性被害の潜在化・深刻化を防ぐため、性犯罪・性暴力被害の相談窓口の周知に努めます。
- 困難な問題を抱える女性等に対する相談体制を整備し、適切な相談対応を行うとともに、支援に必要となる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度の実施機関である庁内関係部局や関係機関との連携のもと、必要な支援の包括的な提供に努めます。
- 困難な問題を抱える女性等に対して適切な支援を実施するため、庁内関係部局の職員への研修等を通じて、情報共有や相談対応能力の向上を図ります。

(6) 多様な性のあり方に対する理解の促進

- 様々な悩みや問題等を抱える性的マイノリティのかたやその関係者等からの相談に対応します。
- 多様な性のあり方について市民の理解を促進するための啓発活動を推進します。

- 職員研修や情報紙などを通じて、多様な性のあり方についての市職員等の理解を深めます。

3 地域における男女共同参画の推進

(1) 多様な主体との連携・協働による男女共同参画の推進

- カダール（男女共同参画プラザ）及びアコール（働く女性の家）の拠点機能や、東青地域男女共同参画ネットワークなど既存のネットワークを活用し、行政のみならず、民間団体等を含めた男女共同参画を推進する幅広い分野の多様な主体と連携・協働を図りながら、男女共同参画の取組を進めます。
- 市民協働交流サロンなどを活用し、男女共同参画に係る問題意識を共有するなど、協働による啓発を推進します。

(2) 男女共同参画を推進する人材の育成

- 身近で分かりやすいロールモデルの情報提供を行うとともに、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、男女共同参画を推進する団体・個人の育成やネットワーク化などを推進します。

(3) 男女共同参画の視点による地域の課題解決に向けた取組の推進

- 県等の関係機関や、ボランティア、NPO、町（内）会など多様な主体と連携を図りながら、地域全体で男女共同参画を推進する意識づくりを行うほか、地域の課題解決に男女共同参画の視点を活かしている先進事例、ノウハウ等の情報収集・提供を行うなど、男女共同参画の視点に立った地域活動を促します。

(4) 防災分野における男女共同参画の促進

- 防災分野における男女共同参画を進めるため、地域ごとの防災講習会や防災訓練などを通じて、防災組織づくりや地域防災活動への女性の参加拡大を促進します。
- 男女共同参画の視点に立った防災に関する地域活動の推進のため、地域の防災を担う女性リーダーの養成等、人材育成を促進します。

(5) 地域における子ども・子育て支援の充実

- 子育て中の保護者の孤立予防や育児不安を軽減するため、あおもり親子はぐくみプラザや市内6か所の地域子育て支援センター、つどいの広場「さんぽぽ」において、親子交流の場の提供や、子育てに関する相談、地域の子育て関連情報の提供、子育てに関する講座の実施などにより、地域の子育て支援を行います。
- 子どもが安全で健やかに成長できる活動場所を確保するため、関係機関と連携を図りながら、設置を希望するすべての小学校区に「放課後児童会」を開設するとともに、児童館などを活用し、地域において子どもや子育てを支援していきます。

4 生涯を通じた健康支援

(1) 男女の健康づくり支援

- 男女の身体的性差に関する理解と健康の保持増進のため、健康相談、健康診査・指導等を推進するとともに、様々なメディアを通じて健康支援情報や各種健（検）診の重要性を周知するなどしながら、生涯を通じた性差に応じた健康づくりの推進を図ります。
- 男女が健康でいきいきと暮らせる社会を築いていくため、自殺予防に対する正しい知識の普及啓発を行うとともに、ゲートキーパー*の役割を担う人材の確保や、相談窓口の周知、こころの不安や悩みに関する相談支援の充実を図るなど、関係機関とも連携しながらこころの健康づくりを推進します。
- 年齢や性差に応じた各種予防接種を実施するとともに、健康教育や研修会などの開催により感染症に関する予防啓発を推進するなど、感染症対策の充実を図ります。
- 自分や相手の生命・個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を築いていけるよう、小・中学生などを対象とした思春期健康教室や、保健体育科、特別活動、道徳などを中心とした学校の教育活動全体を通じて、思春期等における心身の変化や健康教育に関する内容についての学習を行います。

(2) 思春期・妊娠・出産等、生涯を通じた女性の健康支援の充実

- 女性は思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期など生涯にわたり心身の健康面において様々な影響を受けることから、女性のライフステージに応じた健康相談を実施します。
- 妊娠・出産は女性の健康にとって大きな節目であることから、母子健康手帳の交付、妊産婦への訪問指導、マタニティ講座等の開催などにより妊娠・出産期の健康管理の充実を図るとともに、妊婦健康診査の公費負担、出産育児一時金などにより経済的負担を軽減し、安心して出産できる環境づくりを推進します。
- 女性特有の乳がん、子宮がんをはじめ、発症率が高いとされる各種がんの検診を実施・支援し、健康意識の向上と疾病の予防を促進します。

*ゲートキーパー：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
青森市DV相談支援センターにおける相談対応率 青森市DV相談支援センターにおける相談に対応した割合	100% (令和5年度)	— (過去5年平均)	100% (令和10年度)
女性相談支援員による相談対応率 女性相談支援員が困難な問題を抱える女性に関する相談に対応した割合	— (令和5年度)	— (過去5年平均)	100% (令和10年度)
「人権教室」への参加者数 青森地区人権擁護推進部会が開催する「人権教室」への参加者数	1,099人 (令和5年度)	1,270人 (過去5年平均)	1,270人 (令和10年度)
消防団員に占める女性団員の割合 市内の消防団員に占める女性の割合	5.2% (令和5年度)	4.8% (過去5年平均)	10.0% (令和10年度)
子宮頸がん検診・乳がん検診受診率 青森市国民健康保険被保険者（～69歳）ががん検診を受診した割合	子宮頸がん：12.6% 乳がん：16.1% (令和5年度)	子宮頸がん：11.2% 乳がん：14.8% (過去5年平均)	子宮頸がん：20.1% 乳がん：24.4% (令和10年度)

第3章

男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり



基本方向

私たちの生活や活動のあらゆる場面において男女共同参画が実現するよう、効果的に意識啓発を進め市民の理解を促進します。

また、私たち一人ひとりの視野を広げ、多様な選択を可能にする学校教育・社会教育の充実や家庭教育の推進を図ります。

現状と課題

- 本市では、『「男女共同参画都市」青森宣言』の趣旨を継承しながら、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点とした啓発活動、情報紙の作成配布による情報発信などを通じて、男女共同参画意識の普及啓発に取り組んでいます。
- 令和5年12月に実施した市の男女共同参画に関する市民アンケートでは、家庭生活において男女は平等であると回答したのは全体で35.2%、男女別では、男性が46.0%、女性が27.2%と、男女による差が大きくなっています。
- 男女共同参画にとって大きな障害と言われている「男は仕事、女は家庭」といった考えに代表される固定的性別役割分担意識については、令和5年12月に実施した市の男女共同参画に関する市民アンケートにおいて、「同感する」・「ある程度同感する」という回答が24.9%を占めており、固定的性別役割分担意識が未だ残っています。
- 本市の小・中学校では、『夢や志をもち挑戦する児童生徒を育成するための学校教育の推進』に努めるとともに、学校・家庭・地域が連携・協働し、子どもたちの確かな学力や豊かな心、健やかな身体などを養う多様性・包摂性のある教育活動の充実を図っています。
- 本市では、市民一人ひとりが生涯にわたって、あらゆる機会、あらゆる場所を利用して、知識や技術を学び、学んだことを活かして、明るく豊かで住みよい地域づくりに積極的に参加できる生涯学習の推進と、学校・家庭・地域の連携協力による社会全体の教育力の向上に努めています。

《男女共同参画意識》

- 男女共同参画意識のさらなる浸透を図るため、市内外からの情報収集や調査などにより、あらゆる機会、様々な情報媒体を通じて効果的な広報・啓発活動を展開していく必要があります。

- 家事や育児、家族の介護等の家庭的責任の多くを事実上女性が担っていることから、男女双方の、とりわけ男性の意識改革や男女共同参画への理解の促進を図る必要があります。
- 長年にわたり人々の中に形成された固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を大人になってから変えることは容易ではないことから、次代を担う子どもたちが今後の社会において個性と能力を十分に発揮できるよう、子どもの頃から男女共同参画への理解を促進する必要があります。

《教育・メディア等》

- 社会の中で自立し、個性と能力を発揮していくためには、私たち一人ひとりが性別にとらわれず、自らの生き方、能力、適性を考え、主体的に進路を選択する能力や態度を身につける必要があることから、学校・家庭・地域といったあらゆる場面において、私たちの視野を広げ、多様な選択を可能にする学校教育・社会教育の充実や家庭教育の推進を図る必要があります。
- 私たち一人ひとりの意識や行動は、私たちが日常的に接している多種多様な情報から大きな影響を受けていることから、様々な情報の発信に当たっては、表現される側の人の人権を尊重し、差別につながるものがない、男女共同参画の視点に立った表現を推進する必要があります。

主な取組

1 男女共同参画の視点に立った慣行の見直し、意識の改革

(1) あらゆる機会をとらえた広報・啓発活動の強化

- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点とした啓発活動、市の広報媒体はもとより、出前講座や情報紙、子ども向け啓発小冊子、テレビ、ラジオ、インターネットなど多様な情報媒体、青森市男女共同参画推進月間をはじめとする様々なイベントなどの機会を活用し、対象やテーマ、年代に応じた広報・啓発活動の充実を図ります。
- 職員研修や情報紙などを通じて、市職員の男女共同参画に関する理解を深めます。

(2) 男女共同参画に関わる調査、情報の収集・提供の充実

- 国・県の動向を注視するとともに、先進的な取組を行っている市内の企業等や他都市の事例等について情報収集を行い、分かりやすく情報を発信します。
- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、様々な講座の開催や情報誌等を通じて、効果的な情報発信に努めます。
- 情報紙を定期的に発行し、男女共同参画に関する最新の情報を発信します。

- 男女共同参画をめぐる現状や意識等について、市民意識調査等を活用した実態把握を行い、市ホームページ等を通じて公表します。

(3) 根強い固定的性別役割分担意識の解消など男性の意識改革の促進

- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、男性が関心を持ち、かつ参加しやすいような各種講座等を企画・開催し、男女共同参画についての理解を促進します。
- 情報紙などを通じて、男性が固定的性別役割分担意識から脱却するための意識啓発を促すとともに、各種講座等の開催による男性の家事等の日常生活能力の獲得・向上への支援や男性のロールモデルの情報提供などにより、男性の家事・育児・介護への参画を促進します。

(4) 子どもの頃からの男女共同参画の理解促進

- 子どもの頃から、人権尊重の理念や、性別にとらわれず一人ひとりの個性や能力を尊重する意識を育む教育を推進します。
- 教員研修や学校訪問、乳幼児期の教育・保育の質の維持・向上のための研修会等の機会を通じて、教員や保育士など子どもの育ちに関わる人たちの男女共同参画意識の向上を図ります。
- 家庭教育学級、出前講座などを活用して、学校・家庭・地域が連携し、子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成を図るとともに、周囲の大人の意識が子どもに大きく影響することから、保護者等に対しても男女共同参画についての意識啓発に努めます。

2 教育・メディア等を通じた理解促進

(1) 家庭における男女平等教育の推進

- 男性のみならず、女性の固定的性別役割分担意識の解消を図るほか、男女がともに子育てや家庭教育を担うよう促すとともに、男女共同参画意識を育てる家庭教育を推進します。
- 小・中学校で開催している家庭教育学級について、男性も含めたより多くの人に参加しやすい環境づくりを進めます。また、家庭教育に関する情報提供及び相談機会の確保を図ります。

(2) 学校における男女平等教育の推進

- 性別にとらわれることなく、一人ひとりの能力・適性・希望等に応じた主体的な選択を促す進路指導等を行い、学校教育において生涯を見通したキャリア教育[※]を推進します。

- 子ども向け啓発小冊子の積極的な活用などを通じて、理工系分野や専門職等の女性の参画が進んでいない分野において女性の活躍の機会があることなど男女共同参画についての理解が学校生活において自然に深まるよう努めます。

(3) 社会教育・生涯学習活動の推進

- カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、多様化・高度化した学習需要や情報ニーズに対応し、女性のエンパワーメントを支援するため、女性の生涯にわたる学習機会の提供・充実を図ります。
- 女性のみならず男性に対しても、カダール（男女共同参画プラザ）やアコール（働く女性の家）を拠点に、様々な機会をとらえながら、男女共同参画意識を高める学習機会の提供・充実を図ります。
- 男女共同参画社会の実現のためには、男女がともに自立し、主体的に物事を考え社会参画する能力や態度を身につける必要があることから、地元大学など多様な主体との連携を図りながら、現代的課題や地域の課題に関する学習機会・学習情報の提供を行うなど、社会教育活動の充実を図ります。
- 男女共同参画を推進するには、一人ひとりの視野を広げる学習機会の提供が重要であることから、市民センター等において、各種講座の開催など誰もが興味や必要に応じて学ぶことができる学習機会の充実を図ります。

(4) メディアにおける男女共同参画の推進

- 市が作成する広報・出版物など、市政に関するあらゆる情報発信において、男女共同参画の視点に立った表現を推進します。

*キャリア教育：社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を育てる教育のこと。

目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
社会全体における男女の地位の平等感 社会全体において男女の地位が平等になっていると思う市民の割合 (市民意識調査)	— (令和5年度)	— (過去5年平均)	50.0% (令和10年度)
男女共同参画に関する講座等の満足度 青森市男女共同参画プラザ(カダール)及び青森市働く女性の家 (アコール)における男女共同参画に関する講座等の内容に満足 している参加者の割合(講座等アンケート)	85.1% (令和5年度)	— (過去5年平均)	90.0% (令和10年度)
男女共同参画に関する講座等への 男性参加者の割合 青森市男女共同参画プラザ(カダール)及び青森市働く女性の家 (アコール)における男女共同参画に関する講座等の参加者のうち 男性の割合	22.5% (令和5年度)	20.7% (過去5年平均)	28.7% (令和10年度)
「男女共同参画啓発小冊子」を活用した 小・中学校の割合 小・中学校の授業等で「男女共同参画啓発小冊子」を活用した 学校の割合	100% (令和5年度)	98.7% (過去5年平均)	100% (令和10年度)

第3部 推進体制

推進体制

- 「青森市男女共同参画プラン」の推進に当たっては、市が率先して取り組むとともに、
- 青森市男女共同参画審議会による計画の進行管理
 - 青森市男女共同参画推進会議による計画の進行管理
 - 国・県等の関係機関をはじめ市内の女性団体や民間団体等との連携・協力の強化による推進体制の整備・充実を図ります。

資料編

1 用語解説

《あ行》

◆ アウティング

本人の同意なく、その人の性的指向（人の恋愛・性愛の対象がどのような性別に向いているか）や性自認（自分の性別をどのように認識しているか）に関する情報を第三者に暴露すること。

◆ アコール（働く女性の家）

昭和48年に開館した、市の男女共同参画推進の拠点施設（勝田一丁目1番2号）。施設の愛称「アコール」は、フランス語で「調和」や「和音」を意味する。

◆ M字カーブ

日本の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）を年齢階級別にグラフ化したとき、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するため、アルファベットのMのような形のカーブを描くこと。

《か行》

◆ 家族経営協定制度

家族経営において、経営の方針や役割分担、労働条件等を家族間の話し合いにより取り決め、文書化するもの。

◆ カダール（男女共同参画プラザ）

平成13年に開館した、市の男女共同参画推進の拠点施設（新町一丁目3番7号アウガ5階）。施設の愛称「カダール」は、津軽弁で仲間になるという意味の「かだる」と、ともに「語り合う」という意味を表す。

◆ キャリア教育

社会的・職業的に自立し、社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現する力を育てる教育のこと。

◆ キャリア形成

仕事を通じて経験やスキルなどを蓄積して自己実現を図っていくプロセスのこと。

◆ 協働

行政又は市民だけでは解決できない地域課題を克服するため、市民活動団体や行政が、それぞれまちづくりの主体として、同じ目的のためにお互いが持てる力を出し合い連携して、まちをより良いものにしていくプロセスのこと。

◆ 固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」といった考え方に代表される、性別によって役割を固定的に分ける意識のこと。

《さ行》

◆ ジェンダー

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。

◆ 女性のエンパワーメント

女性が意識と能力を高め、職場や家庭、地域など、あらゆる場面において、政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること。

◆ セクハラ（セクシュアル・ハラスメント）

相手が望まない、性的な意味合いを持つ言動のこと。身体への不必要な接触などのほか、「子どもはまだか」などとたずねる行為も、相手が不快と感じればセクハラに当たり得る。

◆ SOGI（ソジ・ソギ）

性的指向（sexual orientation）と性自認（gender identity）の頭文字をとった略称。

《た行》

◆ 男女共同参画推進月間

本市では、平成8年10月に男女共同参画都市を宣言したことから、毎年10月を推進月間とし、男女共同参画意識の普及啓発に重点的に取り組んでいる。

◆ DV（ドメスティック・バイオレンス）

夫婦・恋人などパートナーからの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力や、脅す、大声でののしる、無視するなどの精神的苦痛のほか、経済的苦痛や性的苦痛を与える行為もDVに含まれる。

◆ デートDV

交際相手からの暴力のこと。殴る、蹴るといった身体的暴力や、脅す、大声でののしる、無視するなどの精神的苦痛のほか、経済的苦痛や性的苦痛を与える行為もDVに含まれる。

《は行》

◆ ハラスメント

身体的・精神的な攻撃などによって 他者に不利益・ダメージを与えたり、不愉快にさせること。

◆ ファミリー・サポート・センター

地域の子育て支援を行うことを目的に、子育ての援助を受けたいかた（利用会員）と子育ての援助を行いたいかた（サポート会員）のネットワークを作り、保育所（園）の送迎やその後の預かり、病児・病後児の預かりなど、会員同士がいつでも子育てを助け合う会員組織のこと。

◆ ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

これまでの慣行や固定的性別役割分担意識などが原因で、女性の能力が十分に発揮されていない場合に、女性を積極的に登用したり、女性が働きやすい制度・環境を整備するなどして、男女間の格差を積極的に解消しようとする取組のこと。「男女雇用機会均等法」第8条には、ポジティブ・アクションは法に違反しない旨が明記されている。

《ら行》

◆ ライフイベント

就職・転職、結婚、出産・育児、病気、介護など、個人の生活において重要な変化をもたらす出来事や節目。

◆ ロールモデル

将来像を描いたり、自分のキャリア形成を考える際に参考する役割モデルのこと。

◆ 6次産業化

農林漁業生産者（第1次産業）が、加工（第2次産業）や販売（第3次産業）までを一体的に行い、付加価値を高めること。

《わ行》

◆ ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動を自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。仕事の充実と私生活の充実の好循環をもたらし、持続可能な社会の構築に不可欠とされている。

2 検討経過

年月日	内容
令和5年10月10日	定例庁議にて計画策定決定
令和5年12月22日～ 令和6年1月19日	男女共同参画に関する市民・事業所アンケート実施
令和6年3月22日	令和5年度第2回青森市男女共同参画審議会開催
令和6年5月22日	令和6年度第1回青森市男女共同参画審議会開催
令和6年6月27日	令和6年度第2回青森市男女共同参画審議会開催
令和6年8月28日	定例庁議にて計画素案決定
令和6年9月10日	文教経済常任委員会へ計画素案報告
令和6年10月1日～ 令和6年10月31日	わたしの意見提案制度(パブリックコメント)実施
令和6年11月8日	令和6年度第3回青森市男女共同参画審議会開催
令和6年11月28日	定例庁議にて計画決定
令和6年12月12日	文教経済常任委員会へ計画報告

3 青森市男女共同参画審議会 委員名簿

令和6年11月28日現在

氏名	所属団体・役職名	備考
佐藤 恵子	特定非営利活動法人ウィメンズネット青森 理事長	会長
成田 耕造	青森商工会議所 企業経営委員会委員長	副会長
青山 直人	青森公立大学 教授	
木下 晴耕	青森県弁護士会 弁護士	
篠崎 有香	特定非営利活動法人あおもり男女共同参画をすすめる会 理事長	
柴田 美穂子	青森市小学校長会 青森市立筒井小学校長	
三浦 博美	青森市PTA連合会 元副会長	
三上 美紀子	青森人権擁護委員協議会 青森地区人権擁護推進部会 人権擁護委員	
八木橋 晃	青森労働局雇用環境・均等室 室長 ※委嘱期間末日時点	委嘱期間 R6.3.31まで
澤田 晃式	青森労働局雇用環境・均等室 雇用環境改善・均等推進監理官	委嘱期間 R6.5.17から

(順不同、敬称略)

4 関係法令

男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日)
(法律第七十八号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基

本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研

究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日)
(法律第三十一号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府

県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
 - 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定め

る。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じて、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる

行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
 - 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
 - 十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。
- 6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
- 一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

(退去等命令)

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつては、当該配偶者であつた者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあつたときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けたときであつては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあつては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあつては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であつて、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときであつては、当該配偶者であつた者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

- ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。
- （迅速な裁判）
- 第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。
- （保護命令事件の審理の方法）
- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
- （期日の呼出し）
- 第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。
- 2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。
- （公示送達の方法）
- 第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。
- （電子情報処理組織による申立て等）
- 第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。
- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。
- （保護命令の申立てについての決定等）
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かななければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。
（退去等命令の再度の申立て）

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項

並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百二十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第百十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第百十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百二十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録さ	事項

	れた事項	
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調査 記録しなければ	調書 記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者 、被害者	第二十八条の二に規定する関係にある相手 (以下「特定関係者」という。) 、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であつた者	特定関係者又は特定関係者であつた者

	た者	
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一九年七月一日法律第一一三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日
(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日
(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
(施行の日=令和六年三月一日)

(保護命令事件に係る経過措置)

第二条 この法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下「新法」という。)第十条及び第十条の二の規定は、この法律の施行の日(以下この条において「施行日」という。)以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第十一条第二項及び第三項並びに第十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置)

第三条 新法第十四条の二から第十四条の四までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

(罰則の適用に関する経過措置)

第四条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第三十条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第八条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日)
(法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
 - 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

- 第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で

定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条

の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する

実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 [前略] 附則第二十一条、第二十二条、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 〔前略〕附則第十五条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條の規定
令和四年十月一日
(政令への委任)

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

(令和四年五月二十五日)
(法律第五十二号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなけれ

ばならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号か

ら第六号までを除く。)並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二條 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「自立支援」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三條 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四條 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三百九十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和二十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五條 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二條第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六條 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

(児童福祉法等の一部を改正する法律の公布の日=令和四年六月一五日)

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布の日=令和四年六月一七日)

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

青森市男女共同参画推進条例

平成三十年三月二十三日
条例第二号

前文

八甲田山、陸奥湾に代表される雄大な自然に恵まれた青森市は、先人たちが、その恵みのもとで、三内丸山遺跡、浪岡城跡、ねぶた祭に代表される歴史や文化を育み、豊かで住みよいまちを築くため、力を合わせ努力を重ね、発展を遂げてきました。

そのなかで、私たちは、先人たちの絆と受け継ぎながら、全ての人が、性別、世代、時代を超えて、分け隔てなく、一人の人間として尊重され、互いに協力し、人を信頼できる誇り高い人間であってほしいという、強い思いを込めて、平成八年十月二十二日に「男女共同参画都市」青森宣言を行い、男女共同参画社会の実現に向けて、取組を着実に進めてきました。

しかしながら、性別による固定的な役割分担意識とそれに基づく社会制度や慣行は依然として根強く残っており、男女の平等が十分に実現されているとは言えない状況にあります。また、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化等の社会経済情勢の変化に対応していくためには、男女共同参画の推進に、より一層取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、全ての人が、個人としての尊厳が重んじられ、誇りを持ってその個性と能力を十分に発揮することができ、互いに支え合いながら対等に参画できる男女共同参画社会の実現を図るため、この条例を制定します。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策（以下「男女共同参画推進施策」という。）を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- 二 ワーク・ライフ・バランス やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、仕事並びに家庭、地域及び個人生活における様々な活動について、自らが希望する調和が図られた状態をいう。
- 三 市民 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。
- 四 事業者 市内に事務所、事業所等を有し、事業活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- 五 教育関係者 市内の学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において行われる教育又は保育に携わる者をいう。
- 六 市民団体 主たる構成員が市民又は事業者である営利を目的としない団体（事業者を除く。）をいう。
- 七 市民等 市民、事業者、教育関係者及び市民団体をいう。
- 八 ドメスティック・バイオレンス 配偶者等の親密な関係にある、又はあった者による身体的暴力、精神的若しくは性的な苦痛を与える言動又は経済的な優位性に基づいて苦痛を与える言動をいう。
- 九 積極的改善措置 第一号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第三条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全ての人が、個人としての尊厳が重んじられること、性別に起因する差別的取扱いを受けないこと、個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。
- 二 性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の様々な制度又は慣行によって、個人の活動が制限されることなく、自らの意思により多様な生き方を選択することができること。
- 三 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者若しくは市民団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- 四 男女の相互協力と社会の支援の下、ワーク・ライフ・バランスが保たれること。
- 五 性別及び性に関する理解を深め、妊娠、出産その他の性と生殖に関する個人の意思を尊重し、生涯にわたり安全で健康な生活を営むことができるよう配慮されること。

第二章 責務

(市の責務)

第四条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画推進施策を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画推進施策を実施するに当たり、市民等、国及び他の地方公共団体と連携するものとする。

(市民の責務)

第五条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画についての理解を深め、家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野において、主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

2 市民は、市が実施する男女共同参画推進施策及び男女共同参画の推進に関する調査に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、その活動において、男女共同参画の推進に努めるとともに、その雇用する労働者が能力を発揮できるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、その雇用する労働者がワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する男女共同参画推進施策及び男女共同参画の推進に関する調査に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第七条 教育関係者は、男女共同参画の推進に果たす教育の重要性を認識し、基本理念にのっとり、教育又は保育を行うよう努めなければならない。

2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画推進施策及び男女共同参画の推進に関する調査に協力するよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第八条 市民団体は、基本理念にのっとり、その活動に当たっては、男女共同参画に配慮するよう努めなければならない。

2 市民団体は、市が実施する男女共同参画推進施策及び男女共同参画の推進に関する調査に協力するよう努めなければならない。

第三章 基本体制

(男女共同参画計画)

第九条 市長は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更しようとするときは、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、青森市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(年次報告)

第十条 市長は、毎年度、男女共同参画計画に基づく施策の推進の状況に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十一条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念に配慮しなければならない。

(推進体制等)

第十二条 市は、男女共同参画推進施策を総合的かつ計画的に実施するために、必要な体制を整備するものとする。

2 市は、男女共同参画推進施策を進めるために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(青森市男女共同参画審議会の設置)

第十三条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、市長の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議するため、青森市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第十四条 審議会は、委員十人以内をもって組織する。この場合において、男女いずれか一方の委員の数は委員の総数の十分の四未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期等)

第十五条 委員の任期は、二年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委

員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 3 市長は、委員が前項前段の規定に違反したことが判明したとき、又は職務の遂行に必要な適格性を欠くと認めるときは、これを解嘱するものとする。
(会長及び副会長)

第十六条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第十七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 5 前項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。
(資料提出の要求等)

第十八条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市長に対し、調査審議に必要な資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第四章 基本的施策等

(市民等への普及活動)

第十九条 市は、男女共同参画の推進について、市民等の理解を深めるため、広報活動及び普及活動を行うものとする。

- 2 市は、広く男女共同参画の推進への取組が積極的に行われるよう、毎年十月を男女共同参画推進月間とし、重点的な普及活動を行うものとする。
(拠点施設の機能充実等)

第二十条 市は、男女共同参画推進のための拠点施設の機能を充実し、その活用の促進に努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究等)

第二十一条 市は、男女共同参画推進施策を効果的に実施するため、必要な情報（国際社会における男女共同参画の推進に関する取組に係る情報を含む。）の収集及び調査研究を行うものとする。

(市民等の活動への支援)

第二十二条 市は、市民等が男女共同参画の推進に関して行う活動について、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

- 2 市長は、男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行う市民等に対し、表彰を行うものとする。
(積極的改善措置)

第二十三条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画の機会の格差が生じている場合は、市民等と協力して、積極的改善措置が講ぜられるよう努めるものとする。

- 2 市長その他の執行機関は、その設置する附属機関の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女の数の均衡を図るよう努めるものとする。
(人材育成)

第二十四条 市は、男女共同参画を推進する人材を育成するための教育及び研修の機会の充実に努めるものとする。

(災害対応における配慮)

第二十五条 市は、災害等への対応（災害等の発生に備える対策を含む。）においては、男女共同参画の視点に配慮するものとする。

第五章 ドメスティック・バイオレンスの防止等

(DV防止計画)

第二十六条 市長は、ドメスティック・バイオレンスの防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「DV防止計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 市長は、DV防止計画を定め、又は変更しようとするときは、市民等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、DV防止計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(配偶者暴力相談支援センター)

第二十七条 市は、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第二項（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の配偶者暴力相談支援センターをいう。）としての機能を果たすよう努めるものとする。

る。

2 前項の規定に関し必要な事項は、DV防止計画で定める。

(被害者の緊急時における安全の確保)

第二十八条 市は、ドメスティック・バイオレンスを受けた者（以下「被害者」という。）からの申出があったときは、必要に応じて、被害者（被害者の同伴する家族を含む。）の安全の確保を行うものとする。

第六章 禁止事項等

(性別及び性に起因する人権侵害の禁止)

第二十九条 何人も、性別及び性に起因する差別的な取扱い、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動によってその者に不快感を与えること、性的な言動により当該言動を受けた者の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与えることをいう。）その他の性別及び性に起因する人権侵害を行ってはならない。

(情報の表示に関する留意)

第三十条 何人も、広報、報道、広告等において、性別による固定的な役割分担及び暴力を助長する表現並びに人権侵害を助長する表現を用いないよう努めなければならない。

(相談申出への対応)

第三十一条 市長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められることに関し、市民等から相談があったときは、関係機関と連携し、適切に対応するものとする。

(苦情申出への対応)

第三十二条 市長は、市が実施する男女共同参画推進施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、市民等から苦情の申出を受けた場合は、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

第七章 雑則

第三十三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。



青森市民憲章

わたくしたちは、青い空、青い海、青い森にいだかれ、悠久の歴史と香り高い文化と伝統に満ちた青森市の市民です。

わたくしたちは、郷土あおもりを心から愛し、夢と希望にあふれたしあわせなまちとするためこの憲章を定めます。

- 1 自然をたいせつにし
美しいまちにしましょう
- 1 元気に働き
活気のある豊かなまちにしましょう
- 1 たがいに助け合い
あたたかいまちにしましょう
- 1 笑顔でふれあい
明るく平和なまちにしましょう
- 1 楽しく学び
いきがいを感じるまちにしましょう

平成 17 年 4 月 27 日制定



「男女共同参画都市」青森宣言

私は私を大切に思うのと同じ重さで
あなたを大切に思う

性別を超え
世代を超え
時代を超え
人と協調し 人を信頼できる
誇り高い人間でありたい

すべての人の自立と平等をめざして
青森はここに「男女共同参画都市」を宣言します

平成8年10月22日 青森市

青森市男女共同参画プラン

令和6年11月

編集・発行 青森市市民部人権男女共同参画課

〒030-0801 青森市新町一丁目3番7号

TEL 017-734-2296 / FAX 017-734-5765

URL <https://www.city.aomori.aomori.jp/>